

## 本定例会に付議された議案件名

- 議案第37号 平成18年度宝達志水町一般会計補正予算（第2号）
- 議案第38号 平成18年度宝達志水町老人保健特別会計補正予算（第1号）
- 議案第39号 宝達志水町職員倫理条例について
- 議案第40号 宝達志水町教育委員会教育長の給与及び勤務時間等に関する条例の一部を改正する条例について
- 議案第41号 宝達志水町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例について
- 議案第42号 字及び小字の区域の変更について
- 議案第43号 字の区域及び小字の名称の変更について
- 議案第44号 押水第一小学校屋内運動場耐震補強、大規模改修及び増築工事請負契約の締結について
- 議案第45号 宝達小学校屋内運動場耐震補強、大規模改修及び増築工事請負契約の締結について
- 議案第46号 相見小学校屋内運動場耐震補強、大規模改修及び増築工事請負契約の締結について
- 議案第47号 宝達志水町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について
- 議案第48号 町道路線の認定について
- 議案第49号 町道路線の認定について
- 議案第50号 町道路線の認定について
- 議案第51号 町道路線の認定について
- 報告第4号 専決処分の報告について  
専決第3号 平成17年度宝達志水町一般会計補正予算（第6号）
- 報告第5号 専決処分の報告について  
専決第4号 平成17年度宝達志水町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）
- 報告第6号 専決処分の報告について  
専決第5号 平成17年度宝達志水町老人保健特別会計補正予算（第2号）

- 報告第7号 専決処分の報告について  
専決第6号 平成17年度宝達志水町介護保険特別会計補正予算(第4号)
- 報告第8号 専決処分の報告について  
専決第7号 平成17年度宝達志水町国民健康保険直営診療所特別会計補正予算(第4号)
- 報告第9号 専決処分の報告について  
専決第8号 平成17年度宝達志水町下水道事業特別会計補正予算(第2号)
- 報告第10号 平成17年度宝達志水町一般会計予算繰越明許費繰越計算書の報告について
- 報告第11号 平成17年度宝達志水町一般会計予算事故繰越し繰越計算書の報告について
- 報告第12号 平成17年度宝達志水町下水道事業特別会計予算繰越明許費繰越計算書の報告について
- 報告第13号 宝達志水町土地開発公社の経営状況について
- 報告第14号 財団法人宝達志水町施設管理公社の経営状況について
- 報告第15号 専決処分の報告について  
専決第9号 宝達志水町税条例の一部を改正する条例について
- 発議第1号 宝達志水町議会議員の定数を定める条例
- 発議第2号 官工事の請負等に係る町議会議員の関与を排除する決議
- 発議第3号 宝達志水町議会の解散決議
- 発議第4号 宝達志水町議会議員の定年制に関する決議
- 請願第2号 「非核・平和宝達志水町宣言」採択の請願
- 請願第3号 政府に対する「非核三原則の法制化を求める意見書」採択についての請願
- 請願第4号 内部障害・内臓疾患(重複障害者)についての請願書

平成18年6月12日（月曜日）

出席議員

1 番	中 田 良 一	17 番	金 田 之 治
2 番	津 田 勤	18 番	安 達 市 朗
3 番	中 谷 浩 之	19 番	小 島 昌 治
4 番	岩 池 齊	20 番	小 寺 進
6 番	宮 本 満	21 番	土 上 輝 男
7 番	川 崎 與 一	22 番	北 信 幸
8 番	岡 野 茂	23 番	浜 谷 康 信
9 番	林 一 郎	24 番	北 橋 俊 一
10 番	岡 山 好 作	25 番	塚 本 哲 雄
11 番	宮 城 昌 保	26 番	中 橋 弘 次
12 番	守 田 幸 則	27 番	因 幡 栄 市
13 番	北 本 俊 一	28 番	近 岡 義 治
14 番	中 川 信 夫	29 番	中 村 建 治
15 番	畑 谷 正	30 番	松 田 眞 計
16 番	淺 川 治 彦		

欠席議員

な し

説明のため議場に出席した者の職氏名

町	長	中 野 茂 一
助	役	中 江 映
収 入	役	齊 藤 喜久治
教 育	長	田 畑 武 正
総 務 課	長	北 山 茂 夫
情 報 推 進 室	長	高 下 良 博
企 画 財 政 課	長	中 村 清 康

窓口センター長 兼住民課長	田 中 外志治
窓口センター長 兼税務課長	太 田 永 作
環境安全課長	田 村 淳 一
健康福祉課長	柏 崎 三代治
農林水産課長	藤 本 和 善
建設課長	土 上 猛
上下水道課長	上 井 信 昭
学校教育課長	松 田 正 晴
生涯学習課長	源 大 恵
会計課長	米 谷 勇 喜
志雄病院事務局長	山 本 実
宝達志水町 社会福祉協議会 事務局長	高 松 守 成
宝達志水町 施設管理公社兼 シルバー人材 センター事務局長	鍛 治 一 良
企画財政課長補佐	松 中 和 彦
企画財政課長補佐	近 岡 和 良

## 議事日程

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
- 日程第 2 会期の決定
- 日程第 3 岡山信秀議員逝去に対する追悼演説
- 日程第 4 諸般の報告
- 日程第 5 議案第37号 平成18年度宝達志水町一般会計補正予算（第2号）
- 日程第 6 議案第38号 平成18年度宝達志水町老人保健特別会計予算（第1号）
- 日程第 7 議案第39号 宝達志水町職員倫理条例について
- 日程第 8 議案第40号 宝達志水町教育委員会教育長の給与及び勤務時間等に関する条例の一部を改正する条例について

- 日程第9 議案第41号 宝達志水町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第10 議案第42号 字及び小字の区域の変更について
- 日程第11 議案第43号 字の区域及び小字の名称の変更について
- 日程第12 議案第44号 押水第一小学校屋内運動場耐震補強、大規模改修及び増築工事請負契約の締結について
- 日程第13 議案第45号 宝達小学校屋内運動場耐震補強、大規模改修及び増築工事請負契約の締結について
- 日程第14 議案第46号 相見小学校屋内運動場耐震補強、大規模改修及び増築工事請負契約の締結について
- 日程第15 議案第47号 宝達志水町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について
- 日程第16 報告第4号 専決処分の承認について  
専決第3号 平成17年度宝達志水町一般会計補正予算  
(第6号)
- 日程第17 報告第5号 専決処分の承認について  
専決第4号 平成17年度宝達志水町国民健康保険特別会計補正予算(第3号)
- 日程第18 報告第6号 専決処分の承認について  
専決第5号 平成17年度宝達志水町老人保健特別会計補正予算(第2号)
- 日程第19 報告第7号 専決処分の承認について  
専決第6号 平成17年度宝達志水町介護保険特別会計補正予算(第4号)
- 日程第20 報告第8号 専決処分の承認について  
専決第7号 平成17年度宝達志水町国民健康保険直営診療所特別会計補正予算(第4号)
- 日程第21 報告第9号 専決処分の承認について  
専決第8号 平成17年度宝達志水町下水道事業特別会計補正予算(第2号)

- 日程第22 報告第10号 平成17年度宝達志水町一般会計予算繰越明許費繰越計算書の報告について
- 日程第23 報告第11号 平成17年度宝達志水町一般会計予算事故繰越し繰越計算書の報告について
- 日程第24 報告第12号 平成17年度宝達志水町下水道事業特別会計予算繰越明許費繰越計算書の報告について
- 日程第25 報告第13号 宝達志水町土地開発公社の経営状況について
- 日程第26 報告第14号 財団法人宝達志水町施設管理公社の経営状況について
- 日程第27 報告第15号 専決処分の承認について  
専決第9号 宝達志水町税条例の一部を改正する条例  
について
- 日程第28 発議第1号 宝達志水町議会議員の定数を定める条例について
- 日程第29 発議第2号 官工事の請負等に係る町議会議員の関与を排除する決議
- 日程第30 請願第2号 「非核・平和宝達志水町宣言」採択の請願
- 日程第31 請願第3号 政府に対する「非核三原則の法制化を求める意見書」採択についての請願
- 日程第32 請願第4号 内部障害・内臓疾患者（重複障害者）についての請願
- 日程第33 議案に対する質疑
- 日程第34 町政一般についての質問
- 日程第35 議案の委員会付託

#### 開会・開議

議長（松田眞計君） ただいまから平成18年第2回宝達志水町議会定例会を開会いたします。

ただいまの出席議員は28名であります。よって、地方自治法第113条に規定する定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付したとおりであります。

#### 会議録署名議員の指名

議長（松田眞計君） それでは、日程第1 会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、宝達志水町議会会議規則第120条の規定によって、28番 近岡義治君、29番 中村建治君を指名いたします。

#### 会期の決定

議長（松田眞計君） 次に、日程第2 会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。本定例会の会期は本日から6月19日までの8日間にしたいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」という声あり〕

議長（松田眞計君） 御異議ないものと認めます。したがって、会期は本日から6月19日までの8日間に決定いたしました。

議長（松田眞計君） 報告を申し上げます。

岡山信秀議員におかれましては、去る5月13日、御逝去されましたので御報告申し上げます。

#### 岡山信秀議員逝去に対する追悼演説

議長（松田眞計君） 日程第3 故岡山信秀議員の逝去を悼み、弔意をあらわすため追悼演説を行います。

教育厚生常任委員長 守田幸則君。

〔教育厚生常任委員長 守田幸則君 登壇〕

教育厚生常任委員長（守田幸則君） 追悼の言葉。

ここに私は皆様のお許しを得て、故岡山信秀議員の御霊に対し、謹んで哀悼の言葉を申し上げたいと存じます。

岡山信秀議員におかれては、3月定例会終了の翌日、体調の不良を訴えられ緊急入院されたとの知らせを受け、ひたすらその回復を願っておりました。しかし、御家族の献身的な介護と高度先端医療を尽くした治療を受けられましたが、多くの方々の切なる願いも届かず、5月13日、66歳でその生涯を閉じられました。

私たち議員一同はかり知れない深い悲しみを禁じ得ないものであります。こうして本日の定例会であなたに追悼の言葉を述べることになろうとは予想だにし得ないことでございます。議席にあなたをしのぶ花を見ると、ありし日のお姿を思い浮かべ万感胸に迫るものがございます。

岡山信秀議員は、昭和14年12月、当町紺屋町に生を受けられました。若き日の議員は明朗闊達で衆望厚く、常にリーダーとして周囲の者を統率する指導力に殊のほかすぐれていたとお聞きいたします。昭和39年、旧押水町に奉職され、各課で手腕を発揮されました。中でも農村総合整備モデル事業は旧押水地区の基盤となる事業の一つであり、この事業を計画し、見事に実施されたのであります。その後、各課長を歴任され、私が議員となりましたときには福祉課長の職にあり、福祉事業についてさまざまな意見を交わしたものであります。

常に住民を意識した施策を進めようとする姿勢とバイタリティーに敬服する思いでありました。その卓越した指導力などすぐれた資質は高い人望と相まって、地域住民はもとより広く町民の支持を得るところとなり、平成15年4月に行われた町議会議員選挙において見事当選され、以来今日まで町政の発展に貢献をされました。

その広い交友と政治的手腕は衆目の一致して認めるところであり、総務常任委員や教育厚生常任委員として活躍されたのであります。特に一般質問は最も華やかで意義のある発言の場であり、また、住民からも重大な関心と期待を持たれる大事な議員活動の場であることから、積極的に多くの質問をされ、住民の代表者として重大な使命を果たされたのであります。

また、議会以外の奉職等にあっては農業委員会委員、紺屋町区長、地元土地改良事業役員などその御活躍の足跡は枚挙にいとまがありません。このような幾多の御功績は必ずや



長く後世に語り継がれるものと信じております。ここに心から御冥福をお祈りするとともに、残された私たちは岡山信秀議員の御遺志を体し、宝達志水町の発展のため全力を傾注することをお誓い申し上げ、追悼の言葉といたします。

議長（松田眞計君） 故岡山信秀議員の御冥福を願い、黙禱いたします。皆さん、その場で御起立願います。

黙禱ください。

〔黙禱〕

議長（松田眞計君） お直りください。どうぞ着席してください。

議事の都合により、暫時休憩します。

午前10時16分休憩

午前10時27分再開

議長（松田眞計君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

#### 諸般の報告

議長（松田眞計君） 日程第4 諸般の報告を行います。

本会議の説明員の職、氏名及び諸般の報告はお手元に配付のとおりであります。

これで諸般の報告を終わります。

#### 町長提出議案の上程・説明

議長（松田眞計君） これより、本日町長から提出のありました議案第37号 平成18年度宝達志水町一般会計補正予算（第2号）から報告第15号 専決処分の報告について、専決第9号 宝達志水町税条例の一部を改正する条例について及び発議第1号 宝達志水町議会議員の定数を定める条例について及び発議第2号 官工事の請負等に係る町議会議員の関与を排除する決議を一括して議題といたします。

提出者の提案理由の説明を求めます。

町長 中野茂一君。

〔町長 中野茂一君 登壇〕

町長（中野茂一君） 本日、ここに平成18年第2回宝達志水町議会定例会を御招集申し上げましたところ、議員各位におかれましては、公私とも御多忙の折にもかかわらず、応招を賜り心からお礼を申し上げます。

初めに、去る5月13日に岡山信秀議員が急逝されましたことに謹んで哀悼の意をあらわし、衷心より御冥福をお祈りいたします。

氏は、平成15年4月に押水町議会議員に当選され、以降農業問題や教育、福祉問題に精力的に取り組まれ、合併の後も宝達志水町議会議員として町の発展に御尽力されました。しかし、3月の町議会定例会後、体調不良を訴えられ入院されたとお聞きし、一日も早い回復をお祈りいたしておりましたが、治療のいかなく任期半ばにして帰らぬ人となられました。私といたしましては、余りにも早過ぎる御逝去に残念極まりない思いを抱くとともに、これまでの氏の御活躍に対し、この場をおかりいたしまして、心から感謝を申し上げたいと思います。

また、岡山議員の訃報のみならず、最近の世情は何かと心を痛める話題ばかりが続いております。

中でも先日、秋田県藤里町の一見本町と変わらぬようなのどかで平和な町でも小学校1年生の男子児童の大切な命がいとも簡単に奪われてしまったことを初め、子供たちが犠牲になった事件が全国で相次いで起こっていることはとても悲しいことであり、我々としてもこれら一連の出来事を看過せず、当事者意識を持って相対していかなければならないと痛感するものであります。

それにはまず、大人が子供たちの安全性について関心を持ち、地域ぐるみで子供たちを守っていくことが最も肝要であります。幸いにも本町では警察、学校、そして各地区が連絡を密にし、不審者情報などを共有することにより子供たちの安全確保に努力をいただいていることをまことに心強く感じております。

町といたしましても、児童生徒が安全で安心して勉強ができる環境づくりに努めているところであり、これからも本町の将来を担う子供たちの安全確保について行政と地域が一体となり取り組んでまいりたいと思いますので、御支援を賜りたいと存じます。

次に、インドネシア・ジャワ島中部を襲った大地震であります。これは人の手ではいかんともしがたい自然災害であります。死者が6,000人、負傷者が3万人とも4万人とも言われている被害の甚大さに目を覆うものがあります。これについても、地震国日本に住む我々としては身につまされる出来事であり、常日ごろからの防災意識の高揚及び訓練が必要であると改めて認識いたしますとともに、被害者並びに被災地の一刻も早い復興を切に願うものであります。

話は変わりますが、皆様御存じのとおり、このたび国会において政府・与党が今国会の

最重要法案と位置づけた行政改革推進法案など関連5法案が成立しました。その主な内容としては、国家公務員の5%以上の純減や地方公務員の4.6%以上の純減をいずれも今後5年間で実施することや、政府系金融機関の一元化などいわゆる行政が身を削る改革を重ね、簡素で効率的な政府を目指すというものであります。

一方、本町においても行財政改革大綱に基づき、順次粛々と改革に取り組み、スリムな行政の実現を目指しております。また、議会においてもいろいろと改革に取り組まれていることに敬意をあらわしたいと存じます。

その中で本町の財政に目を向けますと、3月の定例会で本年度予算を背水の陣の予算と申し上げたように、極めて厳しい状況であります。とりわけ国が財政再建のために取り組む歳出歳入の一体改革により地方交付税が大幅に削減されることから、本町の財政は今のままではここ二、三年のうちに破綻しかねない状況であり、国以上に骨身を削る改革をしなければならぬことは間違いありません。

しかし、一方的に歳出削減ばかりを唱えていては、町は廃れていくのみです。やはり町民の皆様との対話により真に必要なものを見きわめた上で、常に夢を持ちながら適切な行財政改革に取り組むものであります。そのため、今定例会終了後、私は町民の皆様との話し合いの場を区長会との共催により持ちたいと考えております。そして、その中で町の現状を御報告するとともに、町民の皆さんの生の声をお聞きし、行財政改革に反映させてまいりたいと考えております。

また、今年度の重点事項として取り組んでいる企業誘致という夢については、各方面にアンテナを張りめぐらし、さまざまな誘致活動を行っているところであり、今後それらが具体化しますれば、時期を見計らいまして、皆様に御報告申し上げたいと思いますので、御理解と御協力をお願いいたしたいと存じます。

それでは、今定例会に御提案いたします平成18年度予算の補正に関する議案2件、条例の制定及び一部改正に関する議案4件、字及び小字の区域、名称の変更に関する議案2件、工事請負契約の締結に関する議案3件、また、報告案件といたしまして、平成17年度予算の専決補正に関する案件6件、平成17年度予算の繰越計算書に関する案件3件、宝達志水町土地開発公社や及び財団法人宝達志水町施設管理公社の経営状況に関する案件2件及び町税条例の一部を改正する条例の専決処分に関する案件1件について順次御説明申し上げます。

まず、議案第37号 平成18年度宝達志水町一般会計補正予算（第2号）についてであり

ます。

この補正は、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ6,809万9,000円を増額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ84億9,809万9,000円とするものであります。歳入歳出予算のうち、歳入にあっては事業実施に伴う特定財源の更正が主なものであります。

寄付金については、天田知枝子、赤池明子の両氏からの篤志をその趣旨にのっとりまして、それぞれ貴重な財源として活用させていただきたいと存じます。ここに改めて貴重な御寄付を賜りました関係者の方々に対して、心から感謝の意を表する次第であります。

一方、歳出につきましては、総務費において宝達山カントリークラブ控訴審の判決確定に伴う弁護士への報償費、企業誘致を促進するための所要の経費、ケーブルテレビ自主放送番組作成に係る委託料の追加が主なものであります。

民生費では、国民年金事務に係るシステム経費及び障害者福祉費の追加であります。

農林水産業費では、北川尻地区において平成6年度から着工しておりますふるさと農道の事業実施に伴う所要の経費及び平成18年豪雪により被害を受けた林道の修繕工事に要する経費の追加が主なものであります。

商工費では、機械設備貸与事業における貸付金及びJR敷浪駅駐輪場改修に要する経費の追加であります。

教育費では、押水第一小学校において指定されました人権教育、志雄小学校において指定されました学力向上推進事業の実施に要する経費、志雄・押水両中学校の施設改修に要する経費及び押水図書館の空調改修に要する経費の追加が主なものであります。

続いて、議案第38号 平成18年度宝達志水町老人保健特別会計補正予算（第1号）についてであります。

今回の補正は、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ2,413万4,000円を増額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ19億8,087万4,000円とするものであります。内容につきましては、前年度医療費の精算を行うものであります。

次に、議案第39号 宝達志水町職員倫理条例についてであります。

これは町政に対する町民の信頼確保のため、町長、助役、収入役、教育長及び職員の職務に係る倫理保持のための禁止行為あるいは報告義務などに関する規定を設けるものであります。

議案第40号は、宝達志水町教育委員会教育長の給与及び勤務時間等に関する条例の一部を改正する条例についてであります。

本町としては、これから先、財政立て直しのために徹底した歳出削減に取り組んでいかなければなりません。その一例として前年度から町長の期末手当の全部を、助役及び収入役については期末手当の一部を減額しております。また、本年4月から管理職手当の一部を減額しております。今後さらに教育長の期末手当及び勤勉手当についてもその一部を減額することで、率先してその範を示したいと思うものであります。

議案第41号 宝達志水町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例については、先般の人事院規則の改正に伴い、休息時間を廃止し、また、休憩時間については1日の勤務時間が6時間を超える場合に1時間とすることができるとするものであります。

議案第42号 字及び小字の区域の変更については、県営ほ場整備事業新保地区の施行の結果、従来の区画形状の変更に伴う本町と羽咋市との境界変更で、柳瀬北地区において字及び小字の区域の変更が必要となったことにより、また、議案第43号 字の区域及び小字の名称の変更については、県営ほ場整備事業今浜地区の施行の結果、今浜、小川及び麦生地区において従来の区画形状に変更が生じた区域及び小字の名称の変更が必要となったことにより、それぞれ議会の承認をお願いするものであります。

次に、議案第44号 押水第一小学校屋内運動場耐震補強、大規模改修及び増築工事請負契約の締結について、議案第45号 宝達小学校屋内運動場耐震補強、大規模改修及び増築工事請負契約の締結について、及び議案第46号 相見小学校屋内運動場耐震補強、大規模改修及び増築工事請負契約の締結についての3件は、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得または処分に関する条例第2条の規定によりそれぞれ議会の議決を求めるものであります。

議案第47号は、宝達志水町国民健康保険税条例の一部を改正する条例についてであります。

現在不均一となっている国民健康保険税率について、その税率を統一し、税負担の公平を図るとともに、地方税法の一部改正に伴い、国民健康保険税条例の一部を改正するものであります。

次に、報告第4号から報告第9号までの6件は、いずれも平成17年度における各会計の補正予算について専決処分を行ったことについて御承認を賜りたいとするものであります。

まず、報告第4号 平成17年度宝達志水町一般会計補正予算(第6号)についてであります。

今回の補正は、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ1億3,665万3,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ80億3,762万6,000円としたものであります。

歳入歳出予算のうち、歳入にあつては、町税の収納状況、地方交付税、地方譲与税等の確定による更正を行ったほか、国県支出金、町債等の特定財源にあつては、事務事業の精算見込みによる補正が主なものであります。

なお、寄付金につきましては、中村 悟、上本時子、橋本美子、岡山文雄の4氏からの篤志を地域福祉推進基金へ積み立てさせていただきました。ここに改めて、貴重なる御寄付を賜りました関係者の方々に対し、心から感謝の意を表する次第であります。

一方、歳出予算につきましては、事務事業の精算及び財源の組みかえ更正が主なものであります。

また、総務費において将来の土地取得のため、土地開発基金に積み立て措置を講じたものであります。

続いて、報告第5号 平成17年度宝達志水町国民健康保険特別会計補正予算(第3号)、報告第6号 平成17年度宝達志水町老人保健特別会計補正予算(第2号)、報告第7号 平成17年度宝達志水町介護保険特別会計補正予算(第4号)、報告第8号 平成17年度宝達志水町国民健康保険直営診療所特別会計補正予算(第4号)、報告第9号 平成17年度宝達志水町下水道事業特別会計補正予算(第2号)はそれぞれの事業の確定に伴い、精算を行ったものであります。

次に、報告第10号 平成17年度宝達志水町一般会計予算繰越明許費繰越計算書の報告についてであります。

その内容につきましては、民生費で保育所の石綿を除去するための改修事業、農林水産業費で県営事業負担金、土木費で道路整備事業、消防費で消防施設整備事業、災害復旧費で現年公共土木災害復旧事業の経費について、それぞれ適切なる予算の執行を図るため次年度へ繰り越ししたものであります。

続いて、報告第11号 平成17年度宝達志水町一般会計予算事故繰越し繰越計算書の報告についてであります。

その内容につきましては、民生費で老人福祉センターの石綿を除去するための改築事業、土木費で道路整備事業の経費について、それぞれ適切なる予算の執行を図るため次年度へ繰り越ししたものであります。

また、報告第12号は、平成17年度宝達志水町下水道事業特別会計予算繰越明許費繰越計

算書の報告についてであります。

その内容につきましては、下水道処理場建設工事委託料について、適切なる予算の執行を図るため次年度へ繰り越ししたものであります。

報告第13号は、宝達志水町土地開発公社の平成17年度の経営状況についてであります。

平成17年度は主な事業といたしまして、今浜用地の造成工事並びに上下水道工事を実施いたしております。また、保有土地の処分につきましては、宝達駅東部用地、上田用地、免田駅前用地でそれぞれ1区画ずつ、今浜用地で2区画、今浜西部用地で一部を売却処分しております。

続いて、報告第14号 財団法人宝達志水町施設管理公社の平成17年度の経営状況についてであります。

当社は、公社所有の押水総合体育館及び押水武道館の維持管理のほか、役場庁舎を初めとする公共施設について安全対策を念頭に置き、経済的かつ効率的な管理運営を行ってきたものであります。

報告第15号は、地方税法などの一部改正に伴い宝達志水町税条例の一部を専決処分により行ったものであります。

内容といたしましては、個人住民税の税率の見直し、定率減税の廃止、固定資産税の税負担の調整及び地方たばこ税などの税率引き上げなどであります。

以上、議案の提案理由の説明を申し上げましたが、何とぞ慎重なる御審議の上、適切な御決議を賜りますようお願い申し上げます、説明を終わります。

議長（松田眞計君） 次に、中村建治君。

〔29番 中村建治君 登壇〕

29番（中村建治君） 発議第1号 宝達志水町議会議員の定数を定める条例について提案理由の説明を行います。

現在の本町議会議員の16名という定数は、平成15年7月4日に開催されました第4回志雄押水合併協議会の席上において協議の上、承認されたことを受け、志雄押水両町議会の議決を得て決定したものであります。

私も合併協議会委員の一人としてこの協議に加わっておりましたが、当時の羽咋郡市内1市4町の議会議員の定数は最多で羽咋市の18名、最少で志雄町の14名でありました。そこで、人口規模が1万5,000人余りとなる新町の議会議員の定数を検討した結果、人口2万5,000人の羽咋市と同数の18名ではいかにも多く、かといって人口規模8,000人弱の志雄

町と同じ14名ではいささか少な過ぎるところから当時人口規模1万5,000人余り、ちょうど新町の人口と同程度である志賀町の議員定数を参考に16名がちょうどよいとの認識で合併協議会の委員の意見がまとまり、承認されたと記憶をいたしております。

しかし、合併から1年3カ月が経過した現在、当時参考とした羽咋市の議員定数は18名から16名に2名削減され、志賀町と富来町が合併し誕生した志賀町は人口規模1万5,000人から2万5,000人と1万人多く増加したにもかかわらず、議員定数を2名増加の18名にとどまったところから、本町の16名という議員定数が果たしてこのままでよいのか、もう少し減らすべきでなかったのかと疑問を持っていたところでもあります。

そんな折、去る3月、今後の町の行財政改革について審議されておりました宝達志水町行財政改革審議会から現行議員定数の16名は近隣市町との人口比において多過ぎる。少なくとも14名以下にするのが適当であるとの提言をいただき、やはり町民は現在の16名という議員定数は多いと感じており、私どもの考えに間違いなかったと意を強くしたところでもあります。

もとより議会は、町民の声を町政運営に反映させるという大きな使命があるところから、いたずらに議員定数を減じることはいかかなものかとの意見もあることは承知いたしております。しかし、行財政改革審議会の提言を初め、議員定数の削減を求める町民の多くの声は直接的、間接的に聞くに至り、議員定数削減が町民のまことの民意であるならば、これにこたえるのが我々議会議員の責務ではないかと考えるに至った次第であります。

本年3月の当町議会の一般質問において、私が今後の町政運営のスリム化と役場庁舎の統合を初めとする公共施設の統合について町長の考えをただした折、町長はるる答弁をなされた中であって、特に本町の財政状況について平成18年度予算は旧町から引き継いだ基金の大半を取り崩し編成していく、このような大変無謀とも言える予算編成を行ったのも言い換えれば、平成18年度において旧町から引き継いだ資産をすべて使い果たすことによって、旧押水がどうの、旧志雄町がどうのといった旧町のしがらみにとらわれるのは平成18年度限りであるとの強い意思表示であり、いわば背水の陣で編成した予算であると今後の財政運営の厳しさを述べられております。

このように、本町財政は大変厳しく、いまや行財政改革も待ったなしの状況であるところから、今ここに我々が先頭に立って定数削減という行財政改革の範を示すときが来たと考えております。

そこで私は、人口規模2万4,000人強の羽咋市の16名、同じく2万3,000人強の志賀町の



18名という議員定数を参考に今ここに本町議会議員の定数を16名から2名削減し、14名と定めることを提案するものであります。

また、2名の定数削減の実施時期につきましても、4年後の実施では町民各位から何のための定数削減かとのそしりを受けることは必定なところから、12月に予定されております次期一般選挙から適用させるべく発議第1号をもって宝達志水町議会議員の定数を定める条例を提出いたしましたので、議員各位にあっては慎重審議の上、適切なる御決議を賜りますようお願い申し上げまして、提案理由の説明といたします。

議長（松田眞計君） 次に、浜谷康信君。

〔23番 浜谷康信君 登壇〕

23番（浜谷康信君） 発議第2号 官工事の請負等に係る町議会議員の関与を排除する決議について提案理由の説明を行います。

旧志雄町議会では、平成7年3月16日に官工事の請負等に係る町議会議員の関与を排除する決議がなされ、旧押水町でも平成16年6月13日に町議会議員の公正な請負契約対象除外に関する決議が行われております。この内容について若干相違はあるものの、公正な立場で町政の運営に当たるとともに、疑惑を招かないように請負契約は締結しないとの趣旨は同様であります。

本町が合併して既に1年3カ月を経過しましたが、この間、合併前それぞれの決議を尊重し、清潔な議会活動に努めてまいりました。私たち議員は今さら申し上げるまでもなく、町民の厳粛なる負託にこたえ、町民全体の奉仕者としてその人格と高度な倫理性を常に求められております。

そこで、新町になって1年余りがたち、合併のざわめきから落ち着きを取り戻し、宝達志水町として地についた活動がいよいよ始まろうとしている今、ここに新たに3親等以内の血縁、親族を対象とすることや議員が事実上の支配力を持つ企業を対象として、また、発注者についても町のみならず、町出資法人も対象にするなど合併前のそれぞれの決議により充実させた決議を行うとともに、今後この決議のもと、宝達志水町議会議員の地位と名誉を守り、えりを正し、町民から信頼される議員活動を推進する必要があると考えております。

よって、発議第2号をもって官工事の請負等に係る町議会議員の関与を排除する決議を提出いたしますので、各議員においては慎重審議の上、適切なる決議をいただきますようお願い申し上げます。

議長（松田眞計君） 提出者の提案理由の説明は終わりました。

ここで議案第37号から発議第2号に対する質疑を許します。質疑はありませんか。

22番 北 信幸君。

〔22番 北 信幸君 登壇〕

22番（北 信幸君） 発議第1号 宝達志水町議会議員の定数を定める条例について、提案理由の説明の中で多くの町民の方々からというような言葉をよく使われておったわけでございますけれども、旧押水町、志雄町が合併して、先ほどから説明の中にあっただけでございますけれども、私も初回から合併協議会、17回全会出席した1名でございます。

記憶に3回目か4回目の合併協の中で、この16名の議員定数を定めたかなと思っておったんですが、先ほど15年7月4日、第4回目と言われました。私はこの多くの町民、民意という言葉に対してですが、ただ議員数が少なければいいというような言い方をされておりますけれども、町民の多くの方は議員報酬が多いから経費削減という意味合いのもとで言われていると私は思っております。であれば、あえて16名の議員定数が決められた中で歳費を安くするなりいろんな相談、方法もあったと思います。3月に行政改革審議会の方々も答申された中で、3カ月余りたったわけでございますけれども、もうちょっと時間を要して現29名の議員でございますけれども、いかなる方法案も相談すべきでなかったかなと思うわけでございます。

また、提出された方、賛成者の方は本町の議運のメンバーだと、議運の中で決められたのか、流れの中で決められたのか私はわかりませんが、もうちょっと時間を費やして町民多くの意見を29名の議員の方からいただければよかったのではなかろうかなと、そんな意味で発議第1号に対して質疑をするものでございます。

以上です。

議長（松田眞計君） 質疑はありませんか。

19番 小島昌治君。

〔19番 小島昌治君 登壇〕

19番（小島昌治君） 3点お聞きいたします。

第1点目は、発議第1号についてであります。

ここで、提案理由説明では羽咋郡市だけを比較して定数を考慮されておられますが、本来議員定数は、住民の意見を反映させるのはどれだけの定数が妥当なのかという研究調査が必要だと思いますが、その角度からの検討はされたのかどうか教えてください。

2点目は、発議第2号についてであります。

この決議を決定させるためには町議の企業が下請けにも入るべきではないと私は思いますが、この決議ではこのことが対象となっているのかどうか、これも教えてください。

3点目です。

3点目は議案第37号の中で一般会計予算案についてであります。900万円余の総務費において宝達山カントリークラブ控訴審の判決確定に伴う弁護士への報酬費、これが載っております。しかし、法律的本職ではないですからわかりませんが、思うにこの訴えた企業がもしも町ではなくて、町が手形のやり取りをした企業であった場合、そうであった場合、町は出す必要がなかったと思っておるんです。そういう意味で、たまたま企業ではなくて町が訴えられたので、九百数十万円というお金が支出せざるを得ないようになったんですけれども、もう一つの町の手形をやり取りした企業に対して半額を支払えというような、そういうことは考えておられないのかどうか、研究されないのかどうか、これをお聞きしたいと思います。

以上、3点です。

議長（松田眞計君） それでは、発議第1号から出ておりますので、29番 中村建治君。

〔29番 中村建治君 登壇〕

29番（中村建治君） 今ほど質疑をいただきました。いろいろな御意見があろうかと思えます。先ほど私が提案理由の説明に申し上げました内容に私はその内容が私として適切だと思って提案理由を説明したわけでございます。それぞれの皆さんの意見があろうかと思えます。また、この件につきましては、3月17日以後、議長が皆さんにその件について議員懇談会をとる形があった中にその内容はある意味には深く皆さん方の御意見を聞き取る環境の場がなかったような形もあったかと思えます。

また、その内容については、個々に皆さんの意見を伺おうということもその当時、議長が発言しておられたこともあります。また、臨時議会の前か後に対して議員懇談会にその件について協議をしようという内容もあったはずですが、その内容も議会運営委員会に協議をゆだねると、そういうような形もなかった。また、議長に任せてくれという内容もありましたけれども、それも皆さんの答えが出ておりませんでした。内容的には当初の3月定例会までに議長の話では、議会を代表してのお話ですから、6月定例会をもって今の行政改革特別審議会ですか、この意見で是非を決着する内容に思っておるということをおっしゃっておったところ、その内容が刻々と6月定例会当初の議事日程を決める議会運営委

員会等に至ってもその内容をそれぞれの立場で考えておりますという感覚で話が進むような格好になったということから、提案理由の説明を私が提案したとして、そして、5名の方の賛同を得て本日提案し、提案理由の説明を行ったわけでございますので、よろしくお願い申し上げます。

これ以上の私の質疑に対して説明の内容は、私自身は今現在持っていませんので、御了解を賜りたいと思います。

以上です。

議長（松田眞計君） 次に、23番 浜谷康信君。

〔23番 浜谷康信君 登壇〕

23番（浜谷康信君） 小島議員に対して答弁申し上げます。

今、下請けまでどうかということでございます。これは私の解釈ですけれども、下請けも又請けも全く私は排除すべきだと考えております。また、それをすることによって、議員の疑惑を招かないためにも私の解釈ではそう思っておりますので、御理解のほどお願いいたします。

議長（松田眞計君） 町長 中野茂一君。

〔町長 中野茂一君 登壇〕

町長（中野茂一君） 小島議員の御質問です。

総務費の宝達山カントリークラブに関する弁護士への報酬の件でございます。

過去にも小島議員はこの問題について趣旨は違いますが、質問があったと思います。小島議員さんに逆に私の方からこういったことについてはあなたの方がよく御存じではないかと私は答弁させていただいたのを覚えています。と申しますと、この件につきましては、相談上、着手金として旧押水町において既に767万5,500円という支出をされております。議員はこれ御存じです。そうなれば、その流れを新町に引き継いだということでございます。私はそのような形で今回の問題も処理させていただきます。

そして、今回の請求は問題のあった2億7,000万円に対しての弁護士の基準報酬額は1,758万円でございます。労務費は1,050万円という形で請求されておりましたけれども、私はできる限り町といたしまして、この件につきましては、できる限りの金額でお願いしたいということで、940万円に消費税を加えた数字が今回お願いしている金額です。いきさつについては私より小島議員の方が存じておいでだと思いますので、これをもって答弁を終わります。

議長（松田眞計君） ほかに質疑。

22番 北 信幸君。

〔22番 北 信幸君 登壇〕

22番（北 信幸君） 再度質疑させていただきます。

私がさっき言ったように、議運の席上で決められたのか、流れで決められたのかというようなことを質問したわけでございますけれども、ちょっと聞き取りにくかったのですが、何か議運で決められたというようなことを聞いたんですけれども、私個人的には議長あるいは議運に一任した覚えもございませんので、すべからく議運でそういったことを決められても如何かなと、このように思うんですが、ちょっと聞き違いかもしれませんけれども、私は個人的にそういう解釈でございました。

議長（松田眞計君） 29番 中村建治君。

〔29番 中村建治君 登壇〕

29番（中村建治君） 議運では決めておりません。議長も十分おわかりと思います。議運後の中身でそれぞれの思いの中に6月定例会までにはという話から、そういう形が個人的な意見ということでできたと思っております。

以上です。

議長（松田眞計君） 19番 小島昌治君。

〔19番 小島昌治君 登壇〕

19番（小島昌治君） 一般会計補正予算案について、議案第37号についてであります。町長は私の方がよく知っているやろうというふうな御答弁でして、確かに知っております。この議案には反対しましたから私は随分知っておるんです。今新たに提起している質疑はどのような質疑かと言いましたら、町が訴えられたからこうなったのであって、もし訴えた業者の方が町が手形をやり取りした業者を訴えていれば、町が出す必要はなかったと思っております。というふうに思っております。ですから、この事件に関しては、共同の責任があるのではないかなと思っております。財政支出が大変なときですから、弁護士が支払えと言って支払わなかったら、また弁護士費用が要りますから、そういうことはすべきではないと思うんですけれども、ただ、共同の責任としてもうちょっと企業に対して支払うようにするような研究はされないのかどうかということをお聞きしたんですけれども、この問題に関して。

以上です。

議長（松田眞計君） 町長 中野茂一君。

〔町長 中野茂一君 登壇〕

町長（中野茂一君） 小島議員の再質疑です。

この問題につきましては、町が訴えられたということで解釈しております。

以上で答弁を終わります。

議長（松田眞計君） 質疑ありませんか。

〔「なし」という声あり〕

議長（松田眞計君） 質疑なしと認めます。

これで、質疑を終結いたします。

#### 一般質問

議長（松田眞計君） 次に、一般質問を行います。

宝達志水町議会会議規則第61条第2項の規定により、一般質問の通告がありましたので、発言を許します。

8番 岡野 茂君。

〔8番 岡野 茂君 登壇〕

8番（岡野 茂君） 私は2点について町長及び担当課長に質問いたします。

1点目は千里浜海岸の保全について質問いたします。

なぎさドライブウェイは車の走行が可能な海岸として全国的、世界的にも珍しく、国定公園内に位置し、町及び県の財産とも言える天然の砂浜海岸であります。優美な景観や多くの人の利用があり、町の重要な観光地であり、海岸浸食による千里浜海岸の消失は観光資源及び天然財産の消失であり、その影響が懸念されます。近年浸食が進行し、ここ20年間で多いところでは約30メートルから50メートルの波打ち際が後退しております。このまま放置しますと、数十年後には車の通行はおろか、地引網漁業もできなくなってしまいます。これまで何度となく県に交渉をしていることは存じますが、なお一層の陳情が必要と思いますが、現在県に対してどのような要望をしているのか。また、今後の取り組みについて質問いたします。

2点目は宿地内の廃業パチンコ店の建物についてですが、これまで通学路との境界にあった鉄格子柵や鉄製広告塔が朽ち果てたため、そのつど撤去をしてきました。今回建物1階の窓ガラスなどの破損のため非常に危険な状態となり、防犯対策について地区が再度町

へ要望したところ、町は所有権のある整理再生機構へ申し入れをし、1階の窓ガラス部分をベニヤ板で囲いをして一応安全対策が完了したわけで、町当局の早い対応については大変評価を高くするものであります。

しかしながら、今後も通学路横のこの建物がある限り児童の安全が危惧されます。交渉によっては、建物解体設置費用で土地を購入することができ、その土地を有効活用すれば一石二鳥のことができると思われませんが、今後町としてどのような根本的な対策を講ずるべきかを問うて、私の質問を終わります。

議長（松田眞計君） 町長 中野茂一君。

〔町長 中野茂一君 登壇〕

町長（中野茂一君） 8番 岡野議員の御質問にお答えいたします。

まず、千里浜海岸保全対策についての御質問でございます。

海岸保全活動といたしましては、平成11年1月25日に河北・なぎさ千里浜海岸保全期成同盟会を設立しております。以来、毎年国土交通省や石川県を初め、関係機関に浸食防止対策の要望活動を続けてきているところであります。そうして、このような緻密な活動が実を結びまして、平成17年、昨年8月に県において海岸工学の専門家や各種研究機関、関係市町村をメンバーに千里浜海岸保全対策検討委員会が設置されております。以後、検討委員会において精力的に協議が重ねられた結果、遅くとも本年度末には保全対策がまとめられると伺っており、よりよい保全対策が示されるものと期待をしております。また、石川県においても昨年同様、養浜工を本年度においても実施すると聞いております。

しかし、この千里浜海岸保全問題は、県として単独で対処するには大変荷が重いところから、今後はやはり千里浜海岸を国土交通省の直轄管理にさせていただきたく国主導のもとで保全対策を進められるよう関係機関とともに強く要望してまいりたいと思っております。

また、先ほど申した市町村もメンバーに入った千里浜海岸保全対策検討委員会に中江助役も出席しておりますので、後ほど補足をさせていただきます。

次の宿地内の廃業パチンコ店の建物については、担当課長より今日までの取り組みについて詳しく答弁をさせますので、御了承賜りたいと思います。

議長（松田眞計君） 助役 中江 映君。

〔助役 中江 映君 登壇〕

助役（中江 映君） 岡野議員の千里浜海岸の保全対策についての御質問にお答えをさせていただきます。

今ほど町長の答弁にもありましたように、関係機関には強く働きかけをいたしております。私も検討委員会の一員として2回委員会に出席しております。その後、その委員会の中で専門部会が設置されております。メンバーは大学の教授、専門的な皆さん方がなっております。先般も新聞の発表の中で海岸保全については養浜工を主体だということが載っておったかと思えます。8万立方メートルという数字も示されておったかと思えます。

ただ、養浜工そのものがすべて解決するかどうかについては今後の検討、研究、そういう必要性もあるだろうということは委員会の中でも出ております。それにつきましても、県は財政事情もあるということで、一度にそれだけできることはないと思えますし、地元漁協との調整も必要だということもあるようでございます。そういう点を含めながら、今後県の委員会としては結論を出して対策を講ずると。

ちなみに、先週6日ですが、町長のかわりに私が国土交通省、それから内閣官房の方へ要望をしまいいりました、この保全対策について。当然、県の土木部の幹部の方も同行いたしましたして、海岸のことを直接強く要望させていただきました。県もあるいは国もその緊急性、必要性は十分認識しておりますけれども、数字的な回答はございませんでしたけれども、国土保全という観点からも力を入れていくという御回答をいただいております。なおこのものの推移をまた見ていきながら活動、運動を展開していく必要があるでしょうし、また、そのときの御意見、御協力もお願いしたいと思います。

以上でございます。

議長（松田眞計君） 環境安全課長 田村淳一君。

〔環境安全課長 田村淳一君 登壇〕

環境安全課長（田村淳一君） 私の方から、廃業いたしました宿地内におけるパチンコ店の建物が通学路の横であり、児童の防犯に危惧されるということで、町の対応をとという御質問でございますが、昨年、地元地区の方から町に対しまして防犯対策の対応要請を受けてまいりました。所有者であります整理回収機構及び三宝ハウジングに対し、何度も安全対策の要請を重ねてまいりました。本年4月、岐阜県中津川市の廃墟パチンコ店におきまして、女子生徒が殺されるという事件が発生いたしました。このような殺人事件が起きてからでは遅いということで、早急な対応をとっていただきたいということで要望書を再度お送りいたしてきたところでございます。

同時に、児童生徒、地域住民の安全を確保するため、羽咋警察署にも巡回の強化を要望いたしてきたところでございます。



この町からの要望を受けまして、整理回収機構といたしましても、放置できないという判断の中で、整理回収機構の担当者2名が町の方へ来町されまして、現地の方を確認していただきました。その結果、ガラスが破損しております場所並びに侵入できそうなところ、すなわちガラスのところでございますが、そこをすべてコンパネによりまして封鎖するという回答を得まして、5月30日までに工事の方を終了いたしました。

町といたしましては、応急的な建物の防犯対策は完了したものと認識をいたしております。今後ともこの建物の破損状況を注視しながら、関係機関並びに区防犯団体との協力を得ながら、児童生徒の安全の確保を図ってまいりたいと、このように考えております。

なお、この建物と土地につきましては、現在裁判所の方におきまして競売物件となっております。今月末にこの落札者がおいでになれば売却決定となる運びになっております。なお、新たな所有者が決定いたしましたならば、町としても適切な管理を要請してまいりたいと、このように考えております。

以上でございます。

議長（松田眞計君） 8番 岡野 茂君。

〔8番 岡野 茂君 登壇〕

8番（岡野 茂君） ただいま県に対しての千里浜の保全につきまして、町としてそれ相応の対応をしていくというお話がございましたけれども、先日、私が千里浜の海岸におかれましてちびっ子マラソン、これに行ってみりましたところ、非常に通行する場所が狭いということで、来年度からそういったことがなくなるということで、1年、1年待っていては非常に遅くなると。やはり地元が危機感を持って対応しなくてはならないのではないかと、1年、2年のおくれが10年、20年のおくれにつながっていくのではないかと、このように思っておりますので、ぜひとも何度でも言って、早く対策を講じていただきたいなど、このように思っています。よろしく願いいたします。

議長（松田眞計君） 次に、12番 守田幸則君。

〔12番 守田幸則君 登壇〕

12番（守田幸則君） 私の方から企業誘致についてお尋ねをしたいと思います。

町長は旧町来、操業企業の支援や地元企業の活性化を推進し、中小企業の振興や育成に重点を置いてさまざまな取り組みを進めてこられたと聞いております。宝達志水町が県下一元気な町になるためには、町内外から企業誘致を強化し、町内産業の振興や雇用の創出、税収の確保を図ることは不可欠であると私も考えます。町民がより充実した教育や福祉な

ど満足いく行政サービスが受けられることにつながると考えるからであります。

そこで、齊藤収入役、企画財政課長にお聞きいたします。

町長がことし4月に企画財政課内に設置した企業誘致担当部署は齊藤収入役をトップとし、県外企業へ積極的にアプローチをし、すばらしい成果が上がりそうだと伺っておりますし、さきの6月5日の新聞報道にもありました日本バイオマス開発の発電所立地計画もその一つであるところの日の議会全員協議会でも説明がありましたが、この日本バイオマス開発の事業の規模と内容は、また、町に対する経済効果をどのように考えておられるのか。また、今定例会においても企業誘致対策事業費が計上されておりますが、現在アプローチ中の企業はおありなのか。どのような企業なのか、何社なのかなど支障がない範囲でお聞かせください。

また、現在町内に企業を誘致する際の選定基準のようなものはおありなのでしょうか。もしあるとすれば、その基準はどのようなものなのでしょうか。お聞かせください。

また、旧町時代から誘致を行った企業はどういった企業があるのか。またはどのような規模であり、どの程度の優遇措置を講じられたのでしょうか。あわせてお聞かせください。

先ほども述べましたとおり、企業誘致が雇用の創出や税収入の面でも非常に効果の高いものであることは私も理解しております。しかしながら、その進出した企業や工場によって、既に町内に根をおろして活動している企業、特に中小企業の経営を圧迫するようなことがあってはならないと私は考えております。なぜなら、既存の町内企業は宝達志水町民の生活のよりどころとなっているからであります。確かに市場原価のもとに経済は動いておりますので競争が生じることは大切なのですが、必要以上の競争が始まる前から決着がつくような戦いは行政が主導して行ってはならないと思います。したがって、誘致をするに当たっても、このような点を考慮してぜひとも推進していただきたいと思いますが、お考えをお聞かせください。

また、企業誘致に関してもう一点、町長にお考えをお聞きいたします。

聞くところによると、ある企業では県、町からの誘致ではなく、企業みずからがこの宝達志水町に進出を決めたが、優遇措置とかはないのかと町当局へ問い合わせたところ、県、町が関与していないので全くありませんと言われたそうであります。こういった自主的にこの宝達志水町へ進出してきた企業または地元で事業拡大をする企業にも何らかの優遇措置を行うことにより地元企業の活性化につながっていくのではと思いますが、どのように考えておられるのかお聞きをし、私の質問を終わります。

議長（松田眞計君） 町長 中野茂一君。

〔町長 中野茂一君 登壇〕

町長（中野茂一君） 12番 守田議員の御質問にお答えいたします。

収入役あるいはまた企画財政課長に対しての質問につきましては、後ほどそれぞれ答弁をさせていただきます。

私の方に対する企業の自主的な進出に際しても優遇措置を講じる考えはないかとの質問でございます。

やはり町の活力というものは企業の元気さがなければいけないわけですし、また、企業誘致に当たっては町が既存するそれぞれの企業にやはり影響があってはいけないということで、それなりの選定基準もあるわけです。それはもちろん議員指摘のとおりだと思います。

そんな中で、本町に進出した企業が固定資産税減免などの奨励措置を受けることができる資格は、企業立地等促進条例第3条に定めているところであります。そこで、この条例の定めを満たす限り、その企業が本町が誘致した企業であれ、自主的に進出した企業であれ、該当すれば優遇措置は当然措置をされます。

なお、この奨励措置を受ける資格については、その他にいささか条件がございますので、その詳細なことにつきましては、このあと担当課長から答弁をさせますので、御理解賜りたいと思います。

以上です。

議長（松田眞計君） 収入役 齊藤喜久治君。

〔収入役 齊藤喜久治君 登壇〕

収入役（齊藤喜久治君） それでは、私の方から日本バイオマス開発が本町で行う事業の規模と内容及び経済効果はどのようであったかという2点についてまず先に答弁をさせていただきます。

昨年から政策として企業誘致に取り組んでいるのが現状でございます。このバイオマスが今回挙がってきた内容によりますと、この計画は資源エネルギー庁の補助金制度を利用し、前提としたものでございます。この補助金交付が決定しなければこの企業誘致は中止となるものでございます。これについて町として国の支援が得られるよう関係先に対して今後要請をしていきたいというところでございます。

また、現在計画している事業の内容につきましては、木質バイオマス発電所の建設であ

り、場所につきましては針山地内を想定しておりますし、また、発電量については時間当たり約2,000キロワット、燃料については木質チップ、それから、投資規模については約15億円、地元雇用については約10名程度となるように計画をされております。また、事業の開始については、平成20年2月となる見込みでございます。

この事業の特徴といたしまして、石油、石炭などの化石燃料にかえ、木質バイオマス資源を利用する代替エネルギー事業であり、地球温暖化防止と環境保全に極めて有効な先進事業でございます。また、海岸漂着の流木や森林整備事業から発生する伐採残渣などを利用するため、地域の実態に即した事業でございます。

それから、2点目の経済効果についてでございますが、比較的大きな投資であり、町の税収及び雇用の拡大のほか、中山間地域における賑わいの創出に大きな経済効果が期待されるものと私どもは思っております。

それから、3点目でございますが、現在アプローチしている企業はどうかという御質問でございました。

これにつきましては、現在アプローチしている企業は1社でございます。企業誘致については議員の皆様も御承知のことと存じますが、すぐに企業名を発表しますと、企業への悪影響及び進出を断念といったことも予想されますので、そのときの状況を踏まえて議員各位に発表できる段階で御報告いたしたいと思っておりますので、どうか御理解を願いたいと思っております。

それから、6点目の誘致をするに当たってどのような点を考慮しているかという御質問でなかったかと思っております。

これについては町内に企業を誘致するに当たって考慮することは、地域産業との均衡を保ちながら、地域産業の発展に寄与すること。それから、地域の雇用機会の拡大を図ること。それから、公害を発生しないこと。それから、経営内容が良行で将来性のあること。それから、税収の確保が図られること、すなわちその企業を誘致することによって、新しいまちづくりが推進するかどうかであると私は考えておりますので、御理解賜りたいと思っております。

以上、私の方から答弁をさせていただきました。

議長（松田眞計君） 企画財政課長 中村清康君。

〔企画財政課長 中村清康君 登壇〕

企画財政課長（中村清康君） 私からは今ほどの町長答弁の奨励措置を受ける資格につ

いて補足の説明をさせていただきます。

奨励措置を受けることができる業者の資格につきましては、宝達志水町企業立地等促進条例第3条で定めております。第3条で奨励措置の対象となる事業者は次に掲げるものとするということで、1号で新設により新たに取得した固定資産総額が製造業については2,000万円以上、その他については1,000万円以上、かつ従業員の数製造業については10名以上、その他については5名以上と定めております。2号で、増設により新たに取得した固定資産総額が1,000万円以上のものということで定めております。

ただし、進出の申し出もなく、事後になって本町の企業等立地促進条例の適用の申し入れや例といたしまして、町内の廃業している企業の建物や設備を利用し、新たに進出してきたという企業については当該の条例の適用を考えておりませんので、御理解をいただきたいと思っております。

次に、企業誘致する際の選定基準はあるのかという御質問に対してお答えをさせていただきます。

町内に企業誘致をする際の選定基準があるのかについては、企業を誘致するということは、言い換えれば優遇措置を講ずるということになるかと思っております。そこで、町といたしましては、企業立地等促進条例の規定に基づき、地域振興と雇用の機会の拡大を図ることができ、町政の発展に寄与できる企業であることが選定の基準になるかと考えております。

もう一点は、旧町時代から誘致を図った企業の規模と優遇措置をという御質問でございます。

旧町時代に誘致を図った企業は、廃業になった企業を含めて16社ございます。その中で、参考といたしまして、誘致企業では昭和60年に操業を開始した参天製薬株式会社の規模は、投資額は19億3,500万円でございます。従業員数は55名であります。

また、平成10年に操業を開始したクリーンテック株式会社の規模は、投資額として2億6,300万円、従業員数は19名であります。優遇措置といたしましては、固定資産の減免、奨励助成金の交付、敷地のあっせんなど便宜供与を行っております。

以上で終わります。

議長（松田眞計君） 12番 守田幸則君。

〔12番 守田幸則君 登壇〕

12番（守田幸則君） 企業がみずから進出してきた優遇措置については、第3条の中に

定めてあるとのことでありましたが、それはあくまで新設、増設の場合であり、例えばこの町内に空き家と申しませうか、空き企業が何社かあると思われます。そういった企業をそのまま活用し、事業を起こしたいという形で企業みずからが町へ進出してくるという可能性も大いにあるわけであります。やはり企業が1つ来ることにより、先ほどの答弁の中にもありましたが、人の雇用、さらにはそういった雇用がまたいろんな形につながり、町税への税収入のアップということにもつながっていくわけであります。やはりこれからは大きな企業だけの企業誘致だけでなく、みずからこの宝達志水町を選んで来てくださる企業にもやはりそういった形の優遇措置を行っていくべきではないかと思いましたので、質問をさせていただいたわけであります。

さらには、企業誘致は土地があるからするとか、土地がないからしないとかでは当然ないわけであります。そういった意味で、この宝達志水町には町が保有する地面、または町の土地開発公社が保有する地面があるわけであります。当然、企業と交渉する際にあっても、企業が進出を決めてから用地を探すという形よりも用地があるからできる企業との交渉もあるかと思います。どうかそういったことも考慮し、これからますます企業誘致に向け努力していただきたいものと思っておりますし、提案理由の説明の中にもありまました企業誘致という夢、この夢が正夢になるよう御努力をしていただきたいなと思いましたので、質問をいたしました。

再質問については、空き企業、中古物件に対して今後どう考えていくのかをお聞かせ願いたいと思います。

議長（松田眞計君） 町長 中野茂一君。

〔町長 中野茂一君 登壇〕

町長（中野茂一君） 12番 守田議員の再質問でございます。

それぞれ空き企業と申しますか、もう既に撤退した企業に対する進出等につきましても、先ほど担当課長が答弁した中で、解釈の中で若干とられた意味が違っていたのではないかと思います。その空き企業に進出して全く同じことをやるというような場合は、これは該当にならないと、それ以外で先ほど投資あるいはまた雇用人数を確保していくうちに増設あるいはまた増員されてやるということになれば、これも条例に該当するという解釈でとらえていただきたいと思います。

議長（松田眞計君） それでは、昼食のため暫時休憩します。

なお、午後1時15分から再開いたしたいと思いますので、よろしくお願います。

午後12時02分休憩

午後 1 時15分再開

議長（松田眞計君） それでは、休憩前に引き続き、会議を開きます。

次に、13番 北本俊一君。

〔13番 北本俊一君 登壇〕

13番（北本俊一君） 貴重な時間をおかりしまして、私から2点ばかり質問させていただきます。

まず、1点目として、宝達山の振興についてであります。

宝達山へ登る重要な道路として3本、町道宝達沢川線、林道東間線、県道押水福岡線があります。その中で町道宝達沢川線は能登の最高峰宝達山を横断し、主要地方道押水福岡線を通り、富山県福岡町、現在の高岡市を結ぶ極めて重要な道路であります。主要地方道押水福岡線の一部、東間地内から宝達山頂は幅員も狭い上、急勾配のため一般車両の通行もできなく、主要地方道としての機能も失われていることもあり、町道宝達沢川線を県道に昇格して、富山県との産業、経済、文化の交流、宝達山山頂にある防災、気象、電信電話等の無線中継機能、維持管理道路として、そして、観光として重要な役割を果たす路線となることを切望するものであります。

したがって、今後の整備計画はどのようになっているのかお聞きいたします。

次に、山頂の展望台について。

今現在閉鎖中になっている展望台は、築造が昭和52年11月に完成し、29年の歳月がたっており、長い期間観光客の展望台、トイレとして重要な建物として使われてきましたが、ことしから展望台の1階、2階、そしてトイレまでが閉鎖になり悲しい気持ちでいっぱいあります。つきましては、今後の利活用の方向性をお聞きいたします。

次に、2点目として特色ある学校教育について。

去る5月14日に町小中高等学校ジュニアゴルフ選手育成協議会が発足しました。全国レベルの選手育成を目指し、小学校から高校生までの指導に一体となって取り組み、地元の2つのゴルフ場が練習場を無償提供するなど環境も整い、関係者らのゴルフの町宝達志水町として全国発信に向け意気込んでいるとお聞きしました。

町では5年前に県内公立高校でも唯一のゴルフ部が宝達高校が発足して以来、地元の能登カントリークラブが練習場を無償提供し、旧押水町ゴルフ協会の会員が指導に当たってきました。月2回、児童を対象にしたジュニアスクールも開催しており、ことしから千里

浜カントリークラブも練習を無償で提供することになり、協会も喜んでいるところであります。つきましては、今後町からの支援策をどのように行っていくのかお聞きし、私の一般質問を終わります。

議長（松田眞計君） 教育長 田畑武正君。

〔教育長 田畑武正君 登壇〕

教育長（田畑武正君） ただいまの北本議員の御質問のうち、ゴルフによる特色ある学校教育、ジュニア育成の町支援を今後どのように行っていくかという御質問にお答えをさせていただきますと、このように思います。

先般、本町のゴルフ環境に関係者の皆さんが英知を結集し、町小中高等学校ジュニアゴルフ選手育成協議会が発足いたしましたことは、大変有意義なことであると思っております。ゴルフのジュニア層の発掘と育成、これを推進し、宝達高校のゴルフ部との連携を深めることは選手養成の上でも、また、競技人口を増加させ、本町の生涯スポーツの振興を図る上でも極めて有効なやり方であると思っております。

ジュニアのゴルフにつきましては、まず小中学生のゴルフ競技人口増加が先決課題でありまして、町ゴルフ協会の積極的な御指導をお願いしたいと思っております。今後ゴルフを希望する中学生がふえれば、両中学校でのゴルフ部設置も考えられますし、そのようになれば教育活動の一環として認め、他の運動部同様の支援を行っていきたいと考えているところであります。よろしくお願い申し上げたいと存じます。

以上です。

議長（松田眞計君） 町長 中野茂一君。

〔町長 中野茂一君 登壇〕

町長（中野茂一君） 13番 北本議員さんの宝達山の振興についての質問です。

道路の改良等につきましては担当課長からまた答弁させますし、展望台の維持につきましても担当課長から答弁させていただきます。

宝達山の振興については、これは大きな問題です。宝達志水町という形で私どもの町が宝達志水町と名乗っているうちはやはりそのシンボルである宝達山を開発しなければいけない。ただ、それは乱開発してもいけないわけですので、しっかりとした自然にマッチした開発が一番適当ではないかなと思いますので、今後そういったことも含めて振興策を検討していきたいと思っております。

ただ、何はともあれ、やはり道路が必要なわけございまして、現在質問に出た3路線



あるわけですがけれども、3路線ともやはりしっかりつくっていくことは大変財政的にも至難なわけでごさいます、今、主要地方道押水福岡線、そして一部改良が済んでいる町道宝達沢川線、この2線を何とか1つにまとめて、しっかりした形で道路を改良していくというのが現況ではないかなと思います。そんなことで、私も本町を引き継いで2年目になるわけです。昨年もこの主要地方道押水福岡線の促進同盟会にも出席しているいろいろお話もちょうだいしてきたわけです。今年度も場所をかえて本町にこの協議会が持たれるはずで。しっかりとその中でも県の方へ今13番 北本議員が質問された内容等を踏まえて、強く要望し、実現に向けて進んでいきたいと、こう思っております。

宝達山の振興については、今後議会の皆様方といかなる開発がいいのか、また議論をさせていただきたいと思います。

以上、答弁をさせていただきます、2担当課長よりそれぞれ答弁をさせます。

議長（松田眞計君） 建設課長 土上 猛君。

〔建設課長 土上 猛君 登壇〕

建設課長（土上 猛君） 13番 北本議員さんの御質問にお答えいたします。

町道宝達沢川線の改良促進につきましては、昭和52年度から毎年県代行事業での改良促進を県議会土木企業委員会、自由民主党石川県支部連合会など関係機関に要望してまいりました。その結果、昭和53年度から平成2年度にかけて延長2,600メートル、平成3年度から平成11年度にかけて延長940メートルの2車線への拡幅改良工事を実施していただきました。

しかし、石川県では今後は見通しの改善、いわば解消・撤去など1.5車線の整備があれば事業採択について支援していきたいとの県議会の方から回答がありました。しかし、当町といたしましては、宝達山の振興発展につなげるためにも県道への昇格及び改良促進を今後とも引き続き強く要望してまいりたいと考えておりますので、よろしく御理解のほどお願い申し上げます。

以上です。

議長（松田眞計君） 企画財政課長 中村清康君。

〔企画財政課長 中村清康君 登壇〕

企画財政課長（中村清康君） それでは、宝達山山頂公園の展望台についての質問にお答えいたします。

当施設は森林のすぐれた景観及び保健休養の場として森林に対する理解を深めるために

昭和52年に総合案内施設として国からの補助を受け、林業構造改善事業の中で建設された施設であります。

能登最高峰の宝達山には、四季折々の景観を楽しむため、年間3万人の観光客が訪れるようになり、建設当初から築30年を経過した現在は、風雪等により2階部分のベランダの手すりの腐食や床面の損傷等により、利用するに当たり大変危険な状態にあります。そのため、御承知のとおり、3年ほど前から閉鎖をいたしております。

しかし、平成5年には休養施設として山の龍宮城が建設されました。閉鎖中の総合案内施設のかわりとなる展望台としてその役割を十分発揮していると考えております。そこで、今後は県の担当部局と協議をしながら撤去の方向で検討したいと思っております。

議長（松田眞計君） 13番 北本俊一君。

〔13番 北本俊一君 登壇〕

13番（北本俊一君） 宝達山の振興につきまして、町長の答弁あるいは課長の答弁はとにかく早いうちに県の方へ要望して改良し、立派な道にしてくれるということなんですけれども、それはわかるんですけれども、それに関して県の方へ言うだけでなく、態度にも示して、町民が一丸となって本当にこの宝達山を観光の山にするんだということをもうちょっと大勢の人数でアピールしていかないと絶対だめだと思うんです。私らも一緒ですけれども、一緒になって。そういうことで、今現在何メートル出来ているんですか。3分の2ぐらいになるのか。あとは県の方針で1.5車線ということで、それはそれでいいと思うんです。とにかく大型の観光バスを頂上まで入れるようにすれば、やはり宝達山の頂上の観光に対してのいろんな金山の開発あるいはキャンプ場、いろんな面ですごくこれからの観光に大いに役に立つと思います。

そして、展望台ですけれども、私、ことし5月に山登りをしまして、そして、展望台の横でバーベキューをしながらみんなで雑談していたんですけれども、その中で観光客が「あ、ここのトイレ使われんが」と言う。1人や2人じゃないですよ。大勢の人が来んです。ここは使われなから山の龍宮城に行って使ってくださいと。山の龍宮城も限られた人数しかできないんです。そのためにやはり展望台をどうせなら壊して、トイレだけつくるとつくる。それもだめならば山の龍宮城に行ってトイレを増設する、そういうことを私は考えていただきたいなと、このように思っております。

そして、ゴルフの問題なんですけれども、今、中学校ではゴルフの同好会ですか、週に一遍か月に一遍かわかりませんが、やっているそうです。もしそれが部になれば毎

週の練習です。そうすることによって、ジュニアの大会、県の大会、そして全国大会と、いろんな大会に参加できるようでございます。やっぱり同好会であれば練習量も少ないし、試合に出ても出られないような状態ですのでだめだと思わなすけれども、私はそれが次の高校の進学に、去年でもゴルフをやっていた生徒のほとんどの人が宝達高校へ進学するわけです。数名の方ですけれども、もしこれが部として存続できたら10人、20人と、その人が進学で宝達高校へ行く。そうすれば定数も減らなくて存続できる、私はそういう考えを持っております。そういうことで、ぜひとも中学校のゴルフ部というものを早いうちにつくっていただきたいと思ひます。

以上です。答弁はよろしいです。

議長（松田眞計君） 次に、6番 宮本 満君。

〔6番 宮本 満君 登壇〕

6番（宮本 満君） 私は2つのことについて質問いたします。

まずは、梅雨を迎えるに当たって、近年異常気象とも言えるような集中豪雨が日本の思わぬ地域で多発しております。集中豪雨がもたらす災害は多種多様にありますが、私は河川について問うものであります。兵庫県の豊岡や福井、新潟の河川の決壊は、想像を絶するような被害があったからです。

そこで、町内の河川の中で大量の集中豪雨があった場合、水害を起こしかねないと思われる河川があるのかをお聞きします。危険度の高い河川名を教えてください。

また、その河川の中洲の土砂の堆積状況と対策を教えてください。

次に、我が町では金沢市が行っているような水害による被害マップ作成計画はないのか教えてください。それと同時に、宝達小学校が避難場所の指定を受けていますが、宝達川が決壊した場合、避難場所として当てはまると考えているのかを教えてください。

2点目は、ケーブルテレビについてお伺ひします。

現在の加入状況を教えてください。また、自主制作番組を放送する予定と聞いていますが、民間の番組と違って著作権、肖像権、人権の責任はだれがとるのかをお聞きし、質問を終わります。

議長（松田眞計君） 町長 中野茂一君。

〔町長 中野茂一君 登壇〕

町長（中野茂一君） それでは、6番 宮本議員の質問にお答えいたします。

まず、私の質問でございますけれども、梅雨を迎えるに当たって水害による被害マップ

をつくらないのかという質問であります。

県土木において本年度、子浦川、羽咋市、宝達志水町を流れる川です。この浸水想定区域図の策定を予定しており、この策定後に洪水ハザードマップ、すなわち洪水避難地図を作成する予定であると聞いておりますので、それをもってまた皆さんに示したいと、こう思っております。

そこで、その他の川につきましては、次年度以降に宝達川を初めとする町内各河川を対象に浸水想定区域図や浸水想定区域図の作成をするよう働きかけてまいりたいと、こう考えております。

また、避難場所は水害にも当てはまるのかという質問もあったわけでございます。

避難場所、すなわち町の指定避難場所につきましては、これは風水害を初め、地震災害や国民保護計画の武力攻撃等の緊急事態発生の際に町民の安全を確保するための避難場所として指定しております。その指定に当たっては、ある程度の規模が必要であること、あるいはまた、緊急時にすぐ活用できる空きスペースがあるというようなことが条件でございます。そうすれば、どうしても学校、公民館あるいは集会所といった公共的施設に頼らざるを得ないのが現実でございます、我が町もそのしかりでございます。

また、これらの施設はその使用目的からして比較的やはり交通の便のいいところ、あるいはまた平坦地に設置されております。議員指摘のとおり、その中には川の氾濫時に指定された場所へ速やかに避難できるのかと言われれば、やはり危惧される場所もあるのは事実であります。そこで、いざ水害が発生したときは、その状況等に即したより安全な避難場所へ誘導することで現在対処してまいりたいと考えておりますので、御理解賜りたいと思います。

なお、これらの水害の発生を防ぐためにも根本的には河川改修が最も重要なわけでございますので、今後とも河川の改修につきましては、管理者である県当局に対し、河川改修の実現に向けた積極的な働きかけをしてまいりたいと、こう思っておりますので、よろしくお願い申し上げたいと思います。

その他の御質問につきましては、担当課長より答弁させていただきます。

議長（松田眞計君） 建設課長 土上 猛君。

〔建設課長 土上 猛君 登壇〕

建設課長（土上 猛君） 6番 宮本議員さんの御質問にお答えしたいと思います。

まず1点目でございます。梅雨を迎えるに当たって、町内における河川の土砂の堆積状

況ということでございます。

現在、町内に流れている二級河川は大海川、前田川、杓田川、大坪川、宝達川、北谷川、相見川、長者川、樋の川、子浦川、新宮川、向瀬川の12本の県管理河川があります。この河川のうち、前田川の冬野地内、向瀬川の石坂地内、向瀬地内において極めて多くの土砂が堆積した状況であります。先日の河川愛護におきまして、県土木事務所と一緒にパトロールを実施し、現状を見てもらい、最優先に中洲除去を要望したところであります。

続きまして、2点目といたしまして、水害を起こしかねない降水量とはという御質問でございますが、この降水量につきましては、河川によって川幅あるいは堤防高によって異なります。そういうことで、警戒水位ということでお答えしたいと思います。

町内の二級河川の水害発生の予想には、現在は水位により管理されており、それぞれにおいて水位観測方法が違います。宝達川では、小川地内宝達大橋付近で海拔19.10メートルで警戒水位としております。相見川においては、麦生地内相見川橋付近で海拔4.20メートルで警戒水位としております。また、子浦川においては、子浦地内吉野橋付近で海拔11.60メートルで警戒水位としております。

このように、大海川、前田川、長者川においてもそれぞれ警戒水位が設定されており、これらの水位は常時テレメーターにて羽咋土木事務所や津幡土木事務所に通報されております。

また、町内においての県の雨量観測は、農業短大、宝達山、所司原の3カ所であり、常時テレメーターにて羽咋土木事務所に通報されております。町独自では志雄庁舎、押水庁舎の2カ所で観測しております。

また、参考でございますが、昨年、17年7月11日から12日におきましての豪雨のとき、二級河川、長者川氾濫を例に挙げますと、宝達山頂の雨量計では時間最大雨量で38ミリ、24時間雨量で157ミリでありまして、柳瀬地内で一部冠水する箇所があったことを一応申し添えておきます。

以上で、建設担当を終わります。

議長（松田眞計君） 情報推進室長 高下良博君。

〔情報推進室長 高下良博君 登壇〕

情報推進室長（高下良博君） それでは、ケーブルテレビについての加入状況はということで、6番 宮本議員さんの御質問にお答えいたします。

ケーブルテレビの加入状況に関する御質問についてですが、5月末現在で1,863世帯の

うち、670世帯で加入していただいております。36.0%の加入率となっております。今回の第1期エリアの加入申し込みについては、ことしの9月30日までの申し込みに関して町から2万円の補助があり、1万円で加入できる特例もあることから、今後も積極的な加入率の向上に取り組んでいきたいと考えておりますので、よろしくお願いいたします。

続きまして、2点目のケーブルテレビの自主番組を委託した場合の責任等についての御質問についてでございますが、端的に申しますと、番組の制作を委託した場合も含めて町に制作責任がございます。内容的には先般の第1回議会定例会にも宝達志水町ケーブルテレビ放送番組審議会条例を上程し、議会の皆様方に御審議していただいたところでございます。

その中で、有線テレビジョン放送法など関係法令の定めによりまして設置された審議会、宝達志水町ケーブルテレビ放送番組審議会を組織しておりまして、町議会の総務常任委員長職を初めとして、視聴者代表や学識経験者ら10人の委員で構成されております。

この審議会により答申されたケーブルテレビ放送番組基準及び放送番組の編集に関する基本計画を遵守いたしまして、番組の委託制作を含めまして自主番組の制作を行っているところでございます。また、この番組基準に適合しているかどうかの審査は、この審議会において審議していただくことにしております。

地域住民の暮らしに密接した番組構成に心がけまして、自主番組の充実を図ってまいりたいと考えておりますので、御理解をいただきたいと存じます。

以上でございます。

議長（松田眞計君） 次に、3番 中谷浩之君。

〔3番 中谷浩之君 登壇〕

3番（中谷浩之君） 私は国道159号子浦交差点の改良計画について、現在どのような状況になっているのか、その後の経過をお聞きいたします。

国道159号線の子浦大橋から荻市交差点にかかる区間は、朝晩の通勤時には渋滞しており、中ほどにある子浦交差点では右折車両がある場合、1台の車両の通過もできないことがあります。また、この時間帯は小学校児童の登校路で、歩道もなく大型車両に巻き込まれる危険性もあることから、旧志雄町において歩道の設置と幅員拡幅をする改良計画の説明がありました。

また、新町のまちづくり道路計画に関し、この交差点改良工事は最重要施策として位置づけているとの説明であったと認識しております。そこで、この改良工事が現在どうなっ

ているのか、その経過をお聞かせ願いたい。

次に、今後どのようなスケジュールで進捗が図られていく予定なのか。差し支えない範囲内でお聞かせを願いたい。

また、この改良工事に伴って、交差する主要地方道高岡羽咋線の拡幅と歩道設置を並行して行いたいとのことでしたが、その点についてもどのような状況になっているのかお聞かせ願いたいと思います。

以上、3点について私の質問を終わります。

議長（松田眞計君） 町長 中野茂一君。

〔町長 中野茂一君 登壇〕

町長（中野茂一君） 3番議員さんの御質問にお答えいたします。

国道159号子浦交差点の改良計画について、現在の進行状況、そして今後のスケジュール、それに伴う高岡羽咋線の改良工事の内容でございます。

159号子浦交差点の改良計画については、この交差点は国の159号子浦自歩道事業と県の主要地方道高岡羽咋線改良事業の2つの事業で行うことが決定されております。これらの事業の進行状況といたしましては、まず、159号自歩道事業におきましては、用地測量で一部境界の未確定の箇所を残しておりますが、おおむね完了しております。また、建物調査につきましては、調査承諾をいただいた家屋から随時完了しておりますが、いまだ未調査の家屋も残っております。

今後のスケジュールといたしましては、営業補償が必要な店舗の調査を今月、すなわち6月に発注する予定であり、その後、秋以降に承諾の得た人から個別に用地交渉に入ると聞いております。なお、工事の着手時期につきましては、これら調査が終了次第速やかに伺っておりますが、現時点で何月何日ということは伺っておりません。

次に、主要地方道高岡羽咋線におきましても、用地測量で一部境界の未確定の箇所を残しておりますが、これもおおむね完了いたしており、建物調査についても国土交通省との協議後、今年度対応予定と伺っております。改良工事の着手時期につきましても、これまた国道の改修と同じく、現在まだはっきり時期はつかめておりませんので、御了承賜りたいと思います。

以上です。

議長（松田眞計君） 次に、2番 津田 勤君。

〔2番 津田 勤君 登壇〕

2番（津田 勤君） 2番議員の津田です。

私は、当町土地開発公社及び町有地の早期活用などについてお伺いいたします。

まず、土地開発公社についてですが、町長の提案理由の説明の中にもありましたが、この説明や議会提出の資料ではアバウト過ぎ、町民の方には現況を把握することができないと思います。現況の図面をつけるなどしてもっと詳しく報告すべきだと思いますが、町長はいかがお考えかお伺いいたします。

また、公社の17年度の事業も少なく、まだまだ売却努力が足りないと思いますが、町長はこれからどのような対応、対策をお考えかもお伺いします。

また、さきの全協の席で南部用地の企業誘致を進めているとのお話の中で、看護大インターへのアクセス道路が必要不可欠だという話をお聞きしました。当然この場所は当町所有の土地ではありませんので、県やかほく市との協議や打ち合わせをしたのか、答えはどのようになったのかをお伺いいたします。

次に、柳瀬地内の加能繊維の跡地ですが、当跡地は町保有から数年たっていると思います。しかし、その後何らその話が出てこないのが現状ではないかと思っております。町長は加能繊維跡地についていかがお考えかをお伺いします。

また、私はいつ幾らで買ったのか知らなかったのですが、既に購入済みの樋川小学校横の土地でございます。南部保育所にも隣接の場所であり、学校や保育所の運動会、参観日などには駐車場が少ないため周辺の道路等にも車をとめているのが現状であります。せっかく購入した土地ならば、早く駐車場等に有効活用すればと思いますが、町長はいかがお考えかお伺いし、私の一般質問を終わります。

議長（松田眞計君） 町長 中野茂一君。

〔町長 中野茂一君 登壇〕

町長（中野茂一君） 2番 津田議員の御質問にお答えいたします。

1点目の質問であります。

土地開発公社の現況についての質問。提案理由の中でも触れましたとおり、公社が現在保有する5つの用地をあわせて6区画を売却しており、今後とも広告看板を設置するなど保有土地の早期処分に向け鋭意取り組んでまいりたいと思っております。指摘のとおり、大変大きな地面を抱えておるわけでございまして、今日までこの地面がなかなか解決できなかったということも皆さんもう既に御承知のことと思います。しっかりとした計画を立てながらこの処分に邁進していきたいと思っております。また必要とあらば、それなりの



資料も提出していきたいと思っております。

また、南部工場適地への企業誘致に必要なアクセス道路につきましては、平成18年3月、2カ月前です。策定した町道路網整備計画の中で町道柳原線、ふるさと農道の2路線を計画したところであります。そこで、今後はこの2路線の計画実現に向けてかほく市を初め、県や関係機関に働きかけて積極的に取り組んでまいりたいと思います。すなわちこの道路が南部用地である免田用地の解決につながるわけでございます。18年3月に策定したということで、まだまだ隣接市町との折衝はしておりません。

また、今定例会で提案しております補正予算において、ただいま申し上げましたふるさと農道の整備を促進する経費を計上しておりますので、御理解と御支援を賜りたいと思います。

次に、これまでも何度も工場適地として加能繊維跡地につきましてはいろんな角度から検討してまいりました。しかし、大変厳しい状況でございますので、いまだ誘致という企業には恵まれておりません。ただ、この土地につきましては、現在あの建物を使って賃貸貸借で貸していただけないかという話もございまして、これはまだ正式にはなっておりません話です。そうしたことも含めて、今後は誘致あるいはまた、お貸しする方法も考えながら検討していきたいと、こう考えております。

3点目の樋川小学校横の土地の活用についてでございます。

この土地は、周辺に白虎山公園、簡易野球場といった多くの人が集まる公共施設があります。これら施設に十分な駐車場がないところから、これまでも各種行事、あるいはまた催し物、イベントを行うたびに駐車場の早期整備が必要だと言われてきたところであります。これらのことを受けて、平成17年1月、すなわち昨年1月に御質問の土地を取得したわけでございます。そういう中で、3月に宝達志水町へこの土地を引き継いだわけでございます。その後、財政的なことも踏まえながら、現在早い時期に駐車場として整備していくように努力しております。ただ、この事業を行うに当たり、なるべく経費の節減といったことも考えながら、町等が行う事業にあわせて良質の残土が出ないかと、そういったことも十分検討に入れながら、できるだけ経費削減をしながらこの敷地が立派に活用できるような方策を現在模索しておりますので、御了承賜りたいと思います。

以上で答弁を終わります。

議長（松田眞計君） 次に、4番 岩池 齊君。

〔4番 岩池 齊君 登壇〕

4番（岩池 齊君） 日本共産党の岩池です。

午前中は所要で欠席をしまして、大変申しわけございませんでした。

私は、行政改革大綱について町長にお伺いをいたしたいと思います。

今、国も地方も声をあわせて行政改革と叫んでいることは御承知のとおりです。政府のいわゆる三位一体の改革がひとまず決着し、その結果、地方交付税の総額は厳しく抑制されています。しかし、財状が厳しいからといって町民の切実な要求を抑えるべきではないというふうに思っております。私は、むだを削り予算の使い道を改善すれば財源は出てくるものだと思っております。

そこで、宝達志水町行財政改革大綱について多くの改革項目が出され、10人の審議委員の皆さんが6回にわたり審議されたことについて、その内容について重く受けとめるべきだというふうに思っております。改めて行財政改革大綱策定の趣旨について町長の決意をお聞きしたいと思っております。

次に、職員の倫理条例策定についてであります。私は賛成の立場ですが、ただ、職員の勤務時間、休憩等に関する条例について窓口サービスに支障のないように万全な体制をとっていただくようお願いするものであります。この条例策定の目的についても改めて町長の見解をお聞きしたいと思っております。

次に、行財政改革審議会から町長及び議長に対し、2つの提言があったわけですが、午前中、発議第1号、2号ということで提案があったということで重複は私も避けたいと思っております。この1点目の町議会議員の定数問題についてでございますが、合併協議会では16人に決まっているわけですが、近隣の市や町と比較して14人が妥当であるという提言でございます。そして、2点目は官工事の請負等に係る町議会議員の関与を排除する決議についてであります。中身については提案どおりだと思っております。よって、私も議会の公明公正、透明性を高め、行財政改革審議会からのこの2つの提言に対して町長は議会のことはコメントを控えるという立場かと思っておりますが、私は賛成の立場で議論に参加したいというふうに考えております。

以上、行財政改革大綱について町長のさらなる決意を求めて発言を終わります。

議長（松田眞計君） 町長 中野茂一君。

〔町長 中野茂一君 登壇〕

町長（中野茂一君） 4番 岩池議員の御質問にお答えいたします。

行財政改革大綱についての質問であります。

行財政改革につきましては、既に何度か定例会等でお話をさせていただいております。私も本職につくに当たり、昨年の町長選においての7つの提言の中に行財政改革をしっかりとやるというのが1項目、町民の皆さん方とお約束したことです。決して忘れておりませんし、私はしっかりとした行財政改革をやるということで今日、皆さん方に示しているわけでございます。

また、行財政改革審議委員からの私に対する質問に対しては、真摯に受けとめ、それはしっかりと今後の町政に反映していきたい。また、それだけでなく、やはり町民の皆さん方から厳しい目で町政を眺めていただくことも行財政改革につながるということで、ことあるごとに町民の皆さん方に私どもに対して厳しい目で町政に参加していただきたいということも訴えてきております。そんなことも含めてみずから行財政改革にはしっかりとした形で取り組むということをおの場でもう一度皆さん方にはっきりと明言しておきます。

しかし、国がこういった中で大変厳しいのも事実でございます。財政の歳出あるいはまた歳入の一体改革による地方交付税などが大幅に削減された結果、本町の財政は大変厳しい局面を迎えているのも事実です。しかし、町民の皆さん方にやはり夢と希望を与えなければいけないのも行政でございますので、しっかりとした形でメリ張りのある今後予算を編成しながら町政執行に当たっていききたい、こう思っております。もちろん最少で最大の効果が発揮できる行財政運営が一番大切なわけでございますので、今定例会の提案理由の説明の中にもあったとおり、私もやはり町民の皆さん方に行政のあり方、行政の姿を訴え、そしてまた、町民の皆さん方から厳しい御意見をちょうだいしながら、議会の皆さん方とともに、この町発展のために行財政改革をやっていくということが必要だということで今定例会の提案理由の説明にも先ほど述べさせていただきました。

次に、職員倫理条例の策定目的についてであります。これは町政運営に当たって、町民の皆さん方の信頼を確保するためにもまず職員がえりを正さなければいけない、職員として保持しなければならないモラルについて明文化するとともに、職員一同えりを正して行財政改革に取り組むために制定したものでありますので、御理解賜りたいと思います。

また、行財政改革審議会から議会の皆さん方に2つの提言があった、その内容についてでございます。

本町議会におかれましても、この提案を真摯に受けとめられた結果が今回の議員発議の2つの議案の提出につながったものと考えておりますので、本定例会において皆様方が適切に判断されるものと思っておりますので、以上、答弁とさせていただきます。

議長（松田眞計君） 次に、19番 小島昌治君。

〔19番 小島昌治君 登壇〕

19番（小島昌治君） 私は日本共産党宝達志水町議団を代表して、以下3点について質問いたします。

まず、デマンドタクシー運行の現状についての認識と改善について伺うものであります。

実は、私がこの質問をするきっかけになった出来事があります。それは、私が議会事務局とさくらドーム内の図書館への用事を済ますために午前中庁舎を訪れたときのことです。志雄地区のAコープ前を通り庁舎に着きました。そのときにAコープ前にだれかを待っておられた高齢者の方が、私が1時間余りで庁舎での用事を済ませたの帰路で同じようにAコープ前にずっとだれかを待っておられたのであります。心配になりまして話を聞きますと、デマンドタクシーで志雄の山に帰ろうとしたが、タクシーの定員がいっぱいになって2時間余り待っていないと次のデマンドタクシーが利用できない、こう言われるのであります。

私は最初、利用者がたくさんおられた5台のデマンドタクシーでは賄い切れないのかということ想定いたしました。しかし、調べていくと、どうもそうではないということがわかってきました。デマンドタクシーの利用者登録は多くても、実際に日常的に利用している方はそれほど多くはないのであります。5台のデマンドタクシーを有効に運行させれば、私が見かけたAコープ前の高齢者の方のタクシー待ちもそのときに解決できたのだということがわかりました。すぐに調べますと、東押水路線のタクシーがそのとき空いていました。しかし、路線が違うということで運行できていなかったなのであります。

私は今の段階でのデマンドタクシー運行の問題点は、1路線に1台のタクシーを基本的に配置させておくのはいいとして、日常的に5台のタクシーを運行するための指示を出す責任はだれかがあいまいになって、タクシー会社にその責任までゆだねてしまっていることにあると思っています。小型タクシー1台の1日8時間の運行で、町が支払っている1日1万6,000円という委託料、これは石川県の陸運支局で調べますと、県内でもトップクラスの金額であります。もうけが主の企業に福祉施策の実行をすべてゆだねるのではなく、行政が肝心のところでのイニシアチブを発揮しなければ、せっかくの大事なこのよい制度がむだになるのではないのでしょうか。つまり毎日のタクシー運行のイニシアチブを町が握るということであります。町が委託している5台のタクシーの8時間の運行の責任まで委託してしまわないということが大事だと考えますが、いかがでしょうか。

さて、旧押水地域の利用者は、この制度を待ち望んでいたにもかかわらず、利用者が少ないのはどういうわけでしょうか。旧志雄地域でのデマンドタクシー運行までの準備と旧押水地域でのデマンドタクシー運行までの準備の違いがあるように思えるのですが、いかがでしょうか。高齢者や障害者の方の生活の足になっている本当に大事な大事なデマンドタクシーの制度をより有効に利用してもらうために「少ない投資で最大限の効果を」、これは先ほど町長が言われた言葉であります。利用者の立場に立った改善が今求められていると思いますが、予算を使わないこの提案を中野町長はいかがお考えでしょうか。

次に、介護保険制度についてお聞きいたします。

4月より介護保険の基準額が宝達志水町では月額3,400円余りが基準額4,600円、約34%、1,160円の値上げがなされました。介護保険の保険料が高い最大の理由は、介護保険導入時に公的介護の費用に占める国庫負担の割合を50%から25%へと縮小したことにあり、今回の保険料の大幅な値上げの主な直接の原因はサービス利用の増加であります。それに加えて、これまでは国と自治体の責任で行ってきた介護予防に関する事業を地域支援事業として介護保険の中に再編成したことなど国の公的責任の後退の影響が少なくありません。

このため、町民の方々からの悲鳴が私たちのところにも寄せられています。月1,100円の値上げは厳し過ぎる。年金が減って介護保険が上がり、生活も苦しい。介護保険料を低くしてほしい。年金支給の低い人の施設利用料金を下げてほしい、こういう切実な声が届けられています。

ことしの3月予算議会でも指摘しましたが、高齢者の方々、特に所得の低い方々は老年者控除の廃止や住民税引き上げなどで公共料金の支払額が非常に大きくなりました。この住民税と連動するこの介護保険料金も2年間の激変緩和措置がとられるぐらいの値上げ幅であります。昨年度まで月2,580円の保険料2段階の方々、2年間の激変緩和措置がとられる方々の介護保険料を支払っていた方が2,500円がこの7月からは約7割増しの4,300円余りになり、来年度からは2.2倍の5,750円にもなる方がおられます。

こういう中で気にとめなければならないのが生活保護基準並み、またはそれ以下の高齢者世帯の介護保険料負担の問題であります。この方々も介護保険料が34%にも値上げになっている場合があります。当然この方々が介護保険を利用すると、保険料に支払った分だけ利用料金を引き上げることに直接つながるのであります。

さて、お聞きしますが、激変緩和措置のそれぞれの方々的人数をお聞きするものであります。

次に、保険料金の値上げや地域支援事業などの創出、給食費や居住費の支払いなどで介護施設を退所または退院されたと思われる方々の人数と在宅サービスを控えたと思われる変化について教えてください。

介護が必要な町の高齢者に安心して介護制度を利用していただくために、せめて低所得者の保険料や利用料の減免制度が特に必要だと考えますが、いかがでしょうか。

実は、政府は低所得者対策をするからこれまで問題はないと言ってきましたが、ふたをあけてみますと、事実の問題として介護サービスを受けられないケースが全国で多く報告されているのであります。

次に、障害者自立法と10月から始まります障害者のための地域生活支援事業についてお聞きいたします。

この問題にしても、介護保険と同様、準備不足や応益負担の導入による負担増や報酬切り下げにより施設や事業所の経営困難などの大変な困難がもたらされています。実は実施を控えた3月時点で費用負担増のために先行きを見失い、母親が無理心中を図って障害者の娘を殺害するという痛ましい事件も起こっているほどであります。政府はサービスを低下させないと国会答弁をしてきましたが、共同作業所全国連絡協議会が発表した調査結果では、低下どころかサービスを受けられなくなっている実態が浮き彫りになりました。障害者自立支援法は、これまでの支援費制度が財源不足に陥って、これを当事者負担の評価によって打開しようというものとして、それまで所得に応じた負担である応能負担から原則として費用の1割の定率負担を求めるという応益負担が導入されたことが最大の特徴であります。

また、障害者を持つ家庭では、親亡き後など将来への不安、心配から本人名義でこつこつためてきた預貯金が一定額あるために、この制度になって負担の軽減対象から外されてしまうなど現場では多くの混乱が生じているのは御承知のことだと思います。

さて、利用者負担の問題では、障害者の支援費制度では応能負担であり、障害年金だけ、もしくは若干の作業所の工賃が加わるくらいしか収入がない場合は、これまではほとんどが施設利用料金などは無料でありました。通所施設では95%の人が無料であったのであります。これが4月からの自立支援法で1割負担となり、国は低所得者対策や激変緩和措置等をとったと言いますが、大きな負担増であることに変わりはありません。例えば住民税非課税世帯で年収80万円以下という低所得1の場合、月額上限が1万5,000円とされましたが、年収80万円の人がこれまでの無料からいきなり年18万円の負担であります。障害者

年金は1級で月額8万3,000円、2級で6万6,000円であります。障害ゆえにかかる費用は本当に大きなものがあります。例えば脳性麻痺の方は頻繁に靴を買い換えなければなりません。そして、障害が重ければ重いほど今回の制度では福祉サービスを利用しますから負担がふえていくのであります。

一方、施設の方はこれまでの1単位での報酬計算から日割り単位になったことが経営に大きな影響を与えています。これは県内のある中規模の障害者施設であります。月々の施設の収入が先月と比べて200万円減った、こういう報告もあります。もともと障害者施設は低賃金の職員や非常勤の職員によって何とか支えられてきていますから、大変であります。これは障害者の行き場所がなくなるという深刻な状況を生み出しかねないものとなっています。

さて、制度が実施されて2カ月間でお聞きするのは時期尚早かもしれませんが、現段階であえてお聞きしたいと思います。応益負担の導入により障害年金を超える負担になった方はどれだけおいでですか。また、サービスを断念された方はおられませんか。

3番目に、障害施設や事業所が撤退せざるを得ない状況が生まれていると同時に、基盤整備がおくれている、そんな実態もあります。国はもう基盤整備に対する責任を放棄して、今度は市町村に今年度中に障害福祉計画をつくってやりなさい、そう言っています。その中で、障害者の方の在宅サービスなどを今後は自治体の責任にする地域生活支援事業を行わなければならないのであります。対象者や独自に決められる費用負担の問題などありますが、まずこの事業を町としてしっかり行っていくお考えはおありかどうか。今ふえ続けている在宅サービスなどを継続して実施していく、そのおつもりはおありかどうかをお聞きしたいと思います。

また、自立支援法ができてすぐに全国の都道府県、政令市、市区の、町はありませんが、15%で利用料金の減免制度が実施されました。それだけこの法律に問題が多いということでもあります。この減免制度を調査の上、実施のお考えをお聞きして質問を終わるものであります。

議長（松田眞計君） 町長 中野茂一君。

〔町長 中野茂一君 登壇〕

町長（中野茂一君） 19番 小島議員の私に対する4つの質問にお答えいたします。

まず、第1点目のデマンドタクシーの制度を利用者に立った立場で改善が必要だと思いが、いかがかという内容の質問でございます。

デマンドタクシーは、本年4月からその運行エリアを旧志雄町から旧押水町、すなわち全町を対象に拡大いたしております。町内に住む高齢者や障害者といった交通弱者の足としてデマンドタクシーがより一層町民の皆さん方から喜ばれる交通手段となるためにも、今後ともやはり利用者に立った立場で各種改善は必要だと考えております。

そこで、今後も利用者の意見を積極的に取り入れながら、すなわち受託事業者と一体となり、できることから積極的に改善し、さらなるサービスの向上を図ってまいりたいと考えております。利用者の皆さん方にも今後ともよりこのデマンドタクシーの利用計画等を町としても積極的に利用していただくように啓蒙をしていきたいと、こう考えております。

また、次に2点目の介護保険料や利用料金の減額や免除制度についての質問であります。

介護保険制度はもう既に平成12年4月の施行以来、介護を国民みんなで担うという趣旨が受け入れられた結果、介護サービス利用者は当初、国が想定していたスピードをはるかに超えるスピードで増加しております。このため、今我々にとってなくてはならないものとなった介護保険制度をやはり将来的にわたって、安定的な機能をさせるために今回適正なる負担のもと、適正なる給付を行うとした改正がなされたわけであります。

なお、御質問の軽減、減免制度につきましては、現在、低所得者への負担軽減措置として食費、居住費の負担限度額の設定、あるいはまた高額介護サービス費の改正あるいは激変緩和措置、社会福祉法人等による利用者負担軽減制度があることから、現段階では町として必要ないと考えております。

次に、3点目の障害者に対する施設利用の負担軽減政策や仕事のあっせんなどについてであります。

障害者に対する各種サービスにつきましては、既に御承知のとおり、現在では身体、知的、精神といった障害の種別に関係なく、障害者が地域で生活を営む上で必要となるサービスが一体となって提供されているところであります。もちろん施設利用の方には世帯の課税状況による個別減免などの軽減措置が講じられていることから、御質問にある施設利用の負担軽減施策については考えてはおりません。

また、障害者の仕事のあっせんについては、今後とも障害を持つ人たちが一人でも多くおのおのの状態に合った社会参加ができるよう町として可能な限りの情報収集を行うとともに、できるだけの支援をしてみたいと思っております。

4点目の町内の障害者の制度改正後の実態を十分に把握し、10月実施の地域生活支援事



業計画に生かしていく考えはあるかという御質問でございます。

町内の障害を持つ人たちの実態把握については、プライバシー保護の関係からその実態の把握は大変難しい面もありますが、そんな中であって、今後の地域生活支援事業について述べさせていただきます。

現在行っております日常生活用具給付等事業を初めとして、複数の事業がサービスの低下を招かないよう新体系に移行いたします。また、手話通訳者派遣事業や小規模作業所事業など町単独で十分な成果が望めない事業は、羽咋郡市などの広域圏内で連携したり、委託したりするなどによって充実できるものと期待しております。これら地域生活支援事業は、いずれも地域の特性や利用者の状況に合った柔軟な対応を心がけるとともに、各種サービスの普及啓発にも積極的に取り組んでまいります。

そして、障害の有無にかかわらず、町民が相互に人格と個性を尊重し、そして、安心して暮らすことのできる町の実現を目指してまいりたいと、こう思っておりますので、御理解を賜りたいと思います。

また、それぞれのデマンドタクシーの質問の中にあつた数字的なもの、あるいはまた、介護保険の制度でのそれぞれの対象者、あるいはまた、それぞれの数字的なもの等につきましては、担当課長より説明させますので、御了解賜りたいと思います。

議長（松田眞計君） 企画財政課長 中村清康君。

〔企画財政課長 中村清康君 登壇〕

企画財政課長（中村清康君） それでは、デマンドタクシーの利用登録者数と利用者の現状について御報告申し上げます。

現在、登録者数は旧志雄地区で701名でございます。旧押水地区では428人でございます。利用者は4月と5月の2カ月で旧志雄地区で延べ1,376人、旧押水地区で延べ417名となっております。

次に、進行エリアの改正後の問題点について。

デマンドタクシーは、予約制の乗合タクシーでございます。時刻表のもとに低料金で運行いたしております。その時刻表は路線毎に多少時間が違いますが、どの地区も1日4便運行いたしております。町民の方には利用しやすい便を使っていたいております。

しかし、病院に行った場合には診察時間終了によって予約制、乗り合いという性格から個々の利用者の時間にあわせて運行することができない場合がございます。そこで多少待っていただくことも予想されます。これは委託先のタクシー保有台数や宝達志水町内全域

という運行範囲内を考え、時刻表を作成いたしておりますので、御理解をいただきたいと思ひます。今後ともできるだけ町民のニーズにこたえながら運行の方法を検討し、住民福祉の向上を図る所存でございます。

次に、旧押水地区を運行してまだ2カ月足らずでございます。なじみがない事業かと考えております。積極的に各種団体への働きかけや広報誌による周知を行っている状況であります。今後は地域へ出向いて、できるだけ町民の皆さんと対話し、また、利用者を含めた関係者で組織しております地域交通会議を開催し、より利用しやすい方法を考えながら利用者をふやしていきたいと考えております。

以上でございます。

議長（松田眞計君） 健康福祉課長 柏崎三代治君。

〔健康福祉課長 柏崎三代治君 登壇〕

健康福祉課長（柏崎三代治君） それでは、私の方から介護保険関係によります保険料についてのことから御説明をさせていただきたいというふうに思ひます。

まず、介護保険の保険料についての激変緩和措置の対象者とはいうことでございます。

これは18年度第4段階から始まりますので、4段階で第1段階からの対象者数はゼロでございます。また、2段階目からは24名でございます。3段階からの対象者数は66名というふうになっております。

また、5段階での対象者でございますけれども、第1段階からの対象者数はゼロでございます。また、第2段階といたしまして1名、第3段階といたしまして191名、第4段階といたしまして321名でございます。

次に、2番目といたしまして、昨年10月からの制度改正によって介護施設を退所したと思われる人数はいうことでございます。

介護保険制度改正によりまして、昨年10月から食費、居住費が保険給付の対象外になっております。そのことによる施設退所者については確認したところ該当者はいませんでした。

また、各施設の利用回数の変化というふうなことでございます。

まず、デイサービスセンターでございますけれども、昨年の4月から9月平均回数でございますが、7.56回、実人数といたしまして207名の方が利用しております。10月から3月までの平均回数といたしましては7.28、実人数については196名。また、デイケアにつきましては、5.43、61人、それと10月からは5.42、64名。ショートステイ、11.03で57名、

10月からは12.0、60名の方がこの利用をしてございます。そういった関係でほとんど利用の変化がございません。ただ、若干的にデイサービスの方が少し下がったかなと。ただし、それにかかりますショートステイについてはふえておるといような状況でございます。

続きまして、障害者自立支援法の支援関係でございます。

先ほども現在障害者は施設利用者で応益負担の導入により給食代も含め、障害年金を超える負担になった人数はということでございますが、今のところ調べましたら、該当者はございませんでした。

また、2番目の自立支援法の本格実施は10月からですけれども、既にサービス利用を断念した人数はということでございますけれども、これについても該当者はございません。

また、参考までに当町における施設利用者数について申し上げますと、入所者数については平成17年度につきましては29人、平成18年度については31人で2人増というふうになっております。また、通所者につきましては、平成17年度27人、平成18年度については34名で7人増となっております。

以上でございます。

議長（松田眞計君） 以上、通告のありました一般質問はすべて終了いたしました。

これをもって、一般質問を終結いたします。

#### 委員会付託

議長（松田眞計君） お諮りいたします。議案第37号から報告第15号までの議案11件、報告12件、請願3件は議案審査付託表及び請願文書表のとおり、各常任委員会に付託することにしたいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」という声あり〕

議長（松田眞計君） 御異議ないものと認めます。したがって、議案第37号から報告第15号は議案審査付託表のとおり、請願3件は請願文書表のとおり各常任委員会に付託することに決定しました。

お諮りします。委員会審査のため、明6月13日から6月18日までの6日間、休会としたいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」という声あり〕

議長（松田眞計君） 御異議ないものと認めます。したがって、明6月13日から6月18

日までの6日間休会とすることに決定しました。

散 会

議長（松田眞計君） 以上で、本日の日程は全部終了しました。

なお、次回は6月19日午後2時から会議を開きますので、御参集ください。

本日はこれで散会します。御苦労さまでした。

午後2時40分散会

# 平成18年6月19日（月曜日）

## 出席議員

1 番	中 田 良 一	17 番	金 田 之 治
2 番	津 田 勤	18 番	安 達 市 朗
3 番	中 谷 浩 之	19 番	小 島 昌 治
4 番	岩 池 齊	20 番	小 寺 進
6 番	宮 本 満	21 番	土 上 輝 男
7 番	川 崎 與 一	22 番	北 信 幸
8 番	岡 野 茂	23 番	浜 谷 康 信
9 番	林 一 郎	24 番	北 橋 俊 一
10 番	岡 山 好 作	25 番	塚 本 哲 雄
11 番	宮 城 昌 保	26 番	中 橋 弘 次
12 番	守 田 幸 則	27 番	因 幡 栄 市
13 番	北 本 俊 一	28 番	近 岡 義 治
14 番	中 川 信 夫	29 番	中 村 建 治
15 番	畑 谷 正	30 番	松 田 眞 計
16 番	淺 川 治 彦		

## 欠席議員

な し

## 説明のため議場に出席した者の職氏名

町 長	中 野 茂 一
助 役	中 江 映
収 入 役	齊 藤 喜久治
教 育 長	田 畑 武 正
総 務 課 長	北 山 茂 夫
情 報 推 進 室 長	高 下 良 博
企 画 財 政 課 長	中 村 清 康

窓口センター長 兼住民課長	田 中 外志治
窓口センター長 兼税務課長	太 田 永 作
環境安全課長	田 村 淳 一
健康福祉課長	柏 崎 三代治
農林水産課長	藤 本 和 善
建設課長	土 上 猛
上下水道課長	上 井 信 昭
学校教育課長	松 田 正 晴
医療福祉監兼 押水クリニック院長	松 井 晃
生涯学習課長	源 大 恵
会計課長	米 谷 勇 喜
志雄病院事務局長	山 本 実
宝達志水町 社会福祉協議会 事務局長	高 松 守 成
宝達志水町 施設管理公社兼 宝達志水町 シルバー人材 センター事務局長	鍛 冶 一 良
企画財政課長補佐	松 中 和 彦
企画財政課長補佐	近 岡 和 良

#### 議事日程

- 日程第1 委員長報告
  - 日程第2 委員長報告に対する質疑
  - 日程第3 討 論
  - 日程第4 採 決
- (追加日程)
- 日程第1 議案第48号 町道認定について
  - 日程第2 議案第49号 町道認定について
  - 日程第3 議案第50号 町道認定について

- 日程第4 議案第51号 町道認定について
- 日程第5 発議第3号 宝達志水町議会の解散決議
- 日程第6 発議第4号 宝達志水町議会議員の定年制に関する決議
- 日程第7 質 疑
- 日程第8 討 論
- 日程第9 採 決
- 日程第10 議員派遣について
- 日程第11 各常任委員会及び議会運営委員会の閉会中の継続調査

## 開 議

議長（松田眞計君） ただいまの出席議員は29名であります。定足数に達しておりますので、6月12日の本会議に引き続き、これより本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりであります。

## 委員長報告

議長（松田眞計君） それでは、日程第1 委員長報告を行います。

さきに各常任委員会に付託いたしました議案について、審査の経過並びに結果について各常任委員長より報告を求めます。

初めに、産業建設常任委員長 北本俊一君。

〔産業建設常任委員長 北本俊一君 登壇〕

産業建設常任委員長（北本俊一君） 委員長報告。

今定例会において当委員会に付託されました案件について、去る6月13日に産業建設常任委員会を開催し、町執行部及び関係職員の出席を求め審査いたしましたので、その経過と結果について御報告申し上げます。

当委員会に付託されました案件は、審査付託表のとおりであります。

委員会審議では多くの質疑があり、町当局からは細部にわたる説明を受け、各議案を慎重に審査した結果、議案1件は原案のとおり可決すべきものと決定し、報告2件は原案のとおり承認すべきものと決定いたしました。

なお、審査の過程における附帯意見として、梅雨前線豪雨による被害に備え、住民への周知も含め万全の態勢で臨みたいとの意見が出されました。

最後に、当委員会では、所管事務調査のため閉会中の継続審査について議長に報告し、本会議において議決を願うことで委員各位に御了承いただいたことも、あわせて御報告いたします。

以上、当委員会に付託されました案件の審査の経過と結果について御報告申し上げましたが、議員各位におかれましては、当委員会同様の御決議を賜りますようお願いを申し上げます。産業建設常任委員長報告といたします。

議長（松田眞計君） 次に、教育厚生常任委員長 守田幸則君。



〔教育厚生常任委員長 守田幸則君 登壇〕

教育厚生常任委員長（守田幸則君） 委員長報告。

今定例会において当委員会に付託されました案件について、去る6月14日、教育厚生常任委員会を開催し、町執行部及び関係職員の出席を求めて審査いたしましたので、その経過と結果について御報告申し上げます。

当委員会に付託されました案件は、審査付託表のとおりであります。

委員会では町民の健康に直結する介護予防や予防接種、そして、本年10月から実施される障害者自立支援法、学校運動施設の改修などに関する多くの質疑があり、活発な審査が行われました。

町当局から細部にわたる説明を受け、各議案を慎重に審査した結果、議案3件は原案のとおり可決すべきものと決定をし、報告5件は原案のとおり承認すべきものと決定いたしました。また、請願1件は採択すべきものと決定をいたしました。

なお、審査の過程において、障害者自立支援法の施行に伴い、しっかりとした障害福祉計画の策定やボランティア活動など、支援策を講じられたい。梅雨時を迎え、通学路の危険箇所点検を行い、安全確保に努められたいとの要望が出されました。

最後に、当委員会では、所管事務調査のため閉会中の継続審査について議長に報告をし、本会議において議決を願うことで委員各位の御了承をいただいたことも、あわせて御報告いたします。

以上、当委員会に付託されました案件の審査の結果と経過について御報告申し上げますが、議員各位におかれましては、当委員会同様の御決議を賜りますようお願い申し上げます。教育厚生常任委員長報告といたします。

議長（松田眞計君） 次に、総務常任委員長 宮城昌保君。

〔総務常任委員長 宮城昌保君 登壇〕

総務常任委員長（宮城昌保君） 委員長報告。

今定例会において当委員会に付託されました案件について、去る6月15日、総務常任委員会を開催し、町執行部及び関係職員の出席を求めて審査いたしましたので、その経過と結果について御報告申し上げます。

当委員会に付託されました案件は、審査付託表のとおりであります。

委員会ではさくらチャンネルの独自番組、商工資金の利子補給、携帯電話不感知地帯の解消など、住民のサービス確保に関する多くの質疑があり、活発な審査が行われました。

町当局から細部にわたる説明を受け、各議案を慎重に審査した結果、議案9件は原案のとおり可決すべきものと決定し、報告2件は原案のとおり承認すべきものと決定いたしました。

また、法令に基づく報告5件の説明を受けました請願第2号については、採択すべきものと決定し、請願第3号は、国の施策と関連が強く、旧町では採択されていないので、不採択と決定いたしました。

なお、審査の過程における附帯意見として、デマンドタクシーの効率的な運用を図り、利用者のさらなる利便に努められたいとの意見が出されました。

最後に、当委員会では、所管事務調査のため閉会中の継続審査について議長に報告し、本会議において議決を願うことで委員各位の御了承をいただいたことも、あわせて御報告いたします。

以上、当委員会に付託されました案件の審査の経過と結果について御報告申し上げましたが、議員各位におかれましては、当委員会同様の御決議を賜りますようお願い申し上げます。総務常任委員長報告といたします。

議長（松田眞計君） 以上で委員長報告は終わりました。

#### 委員長報告に対する質疑

議長（松田眞計君） 次に、委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」という声あり〕

議長（松田眞計君） 質疑がないようですので、これで委員長報告に対する質疑を終わります。

#### 討 論

議長（松田眞計君） これから討論を行います。

まず、議案第37号から報告第15号について、原案に反対者の発言を許します。反対討論はありませんか。

19番 小島昌治君。

〔19番 小島昌治君 登壇〕

19番（小島昌治君） 議案第37号から報告第15号までについて、賛成、反対、どっちもある。まず、議長の方から反対討論をするようにということですので、先に反対討論をさ

せていただきたいと思います。

まず、反対討論は、押水地域の3つの小学校の耐震補強等の工事の契約についてであります。

合併しても、5つの小学校を残していこうという意思が見られる耐震補強工事については、子供たちの安全を守る上で大きく評価するものであります。ところが、この工事をなぜ指名競争入札で行うのでしょうか。地方自治体の契約の本道は、地方自治法で規定されているように一般競争入札のはずです。県内でも、多くの自治体が地方自治法で言う本来の入札、一般競争入札に戻して1割から2割の税金の節約ができたなどの報告がされているではありませんか。県内ばかりではありません。これをやらずして行財政改革を訴えても、町民は納得するものではないでしょう。そればかりか、私は、行政の不作為そのものだと思います。同じ工事をするのに、意図的に税金支出を多くするためでないのなら、入札制度そのものを法律にのっとった形で行い、節税すべきだということを指摘します。

予定価格に対して、今回の工事は3件とも97%をこえる、まさに異常だと思います。町民からは、「一体、だれのための工事なのか」という批判を受けていることを紹介し、反対討論とするものであります。

また、報告第15号 専決第9号 宝達志水町税条例の一部を改正する条例案についてであります。

今回の改正案は、所得税から個人住民税への約3兆円の税源移譲という名目で行われるものであります。宝達志水町で200万円以下の所得の方が5,197名、この方々の住民税を倍に引き上げて、所得700万円以上の73人の住民税を3%引き上げるという内容であります。確かに全国的に見れば、形は税源移譲になっているのでしょうか。しかし、税収が多くなるころは、恐らく人口の多いところだと思っています。

宝達志水町のような自治体では、地方交付税との関係で、差し引きマイナスになると私は思っています。同時に、高齢者にとっては、定率減税の半減や老年者控除の廃止などで、所得税や住民税が自動的にふえて、国保税、介護保険料などが実際にふえているのです。こういった大きな税源移譲の問題を残したまま、税条例の改正の専決の報告を承認することはできません。

以上です。

議長（松田眞計君） ほかに討論ありませんか。

〔「なし」という声あり〕

議長（松田眞計君） 続いて、議案第37号から報告第15号について、原案に賛成の発言を許します。賛成討論はありませんか。

19番 小島昌治君。

〔19番 小島昌治君 登壇〕

19番（小島昌治君） まず、一般会計補正予算案についてであります。

利用者から待たれていました町体育館の昼の間の管理体制という問題が、人材確保という形で予算づけされることなど、評価し、賛成するものであります。

一方、付託事務費として987万円の報償費が支出されることになっています。これは、宝達山カントリーの町と町業者との手形のやりとりにかかわった弁護士費用として支出するものであります。この問題では、一審で旧押水時代に弁護士費用として700万円余もの税金支出をし、今回は二審の弁護士費用であります。私は、この問題は手形を渡した旧押水町長と受け取った町業者がともに訴えられるべき事件だとみなすことができると思います。町だけが訴えられて、合計1,700万円余もの血税を支出しなければならなくなりました。手形を受け取った業者にも弁護士費用を支払ってもらう協議が必要ではないでしょうか。

ただ、ここで弁護士費用を反対して支払わないと、違う形の弁護士費用を支出することになりますから、仕方なく賛成しますが、このままでは町民への説明ができないことを指摘し、賛成討論といたします。

次に、議案第47号 国民健康保険税条例の改正案についてであります。

合併公約どおり、税額の低い旧押水地域に合わせる今回の提案に賛成します。旧志雄町民と旧押水町民の署名での協力などにより実現できたと思っています。

私は、3月議会での討論で、老年者控除の廃止や高齢者の所得税の年金からの控除の廃止などの税改正により、国保税収入が大きくふえることを指摘いたしました。非課税の方が課税者になるケースなど、自然に税がふえるのであります。そのときに、国保税を引き上げると、苦しみが二重になることを指摘いたしました。

また、平成17年度の国保会計の決算でも、医療・教育諸費が対前年度3,000万円のマイナスだったという委員会での報告もあり、徴収を旧押水地域に合わせるとした今回の提案は妥当なものと評価します。今回、介護保険分が高額の押水地域に合わせたことは問題ですが、全体的に言って町民にとってはプラスですので、賛成といたします。

以上。

議長（松田眞計君） ほかに賛成討論ありませんか。

〔「なし」という声あり〕

議長（松田眞計君） なしと認めます。

次に、発議第1号及び発議第2号について、原案に反対者の発言を許します。反対討論はありませんか。

22番 北 信幸君。

〔22番 北 信幸君 登壇〕

22番（北 信幸君） 発議第1号に対する反対討論。

ただいま、議長から許可をいただきましたので、発言をさせていただきます。

発議第1号 宝達志水町議会議員の定数を定める条例に反対し、その理由を述べさせていただきます。

言うまでもなく地方自治の主人公は住民であり、その町民の皆さんの意見を町政に反映させ、宝達志水町を明るく豊かな住みよいまちにするため、町の方針を決定していくのが議会であり、また、我々議員であります。

地方分権が進む中、いまだ確かな方向性を見出せないような現状にあります。行財政改革を進めるには、大変重要なことでもあります。このために、議員定数を削減することは町民の政治参画の道を狭めるものであり、町民の幸せを追求するための行財政改革に逆行するものではないでしょうか。

これまでの議論を通じて、提案者側から町民が望んでいることが強調されていますが、町民は定数削減だけを望んでいるのでしょうか。確かに町民の中には「議員を減らせ」というような声が少なくはありません。私も承知しておりますが、また、月に何度か出るだけで歳費をもらっているとの声も聞きます。本来、自分たちの声を代弁するはずの議員を減らせという声が多くある理由は何でしょうか。これは、議会が何をしているのか、よく見えないということではないでしょうか。

今回の提案理由の説明では、近隣自治体の議員数を示し、人口規模のみの比較を行い、その基礎となる議員報酬や政務調査費などの財政的な議論は一向に行われておりません。

次に、行財政改革を進めるのに、議員がみずから身を削るとの決意があるならば、報酬のカットや期末手当の削減など、経費的な検討をも含めて行うべきではないでしょうか。今回は、これらの検討をすることなく発議されたものであります。

定数削減では、私も含め、現在の議員には一つも痛みが伴わないものです。議員報酬も

何も変わりません。ただ、次回の選挙で定数が少なくなり、町民の政治参画を狭めるだけであり、広範囲な町民の意見を切り捨てる結果となるものであります。

表面化した人員削減の声だけではなく、本当の町民の声を理解した上で、真の行財政改革を実現するためにも、この発議を否決するよう訴えて私の反対討論といたします。

議長（松田眞計君） ほかに反対討論ありませんか。

〔「なし」という声あり〕

議長（松田眞計君） ないようでございますので、続いて、発議第1号及び発議第2号について、原案に賛成者の発言を許します。賛成討論はありませんか。

19番 小島昌治君。

〔19番 小島昌治君 登壇〕

19番（小島昌治君） 議員発議2件についての賛成討論を行います。

議員定数を14とする条例案についてですが、一般的に住民の要求実現の窓口になる議員定数は、町民にとっては14名よりも16名がいいのは当然であります。しかし調べてみましたら、町民は「財政上の問題から14名の定数を」という方々がほとんどでありました。そうであるなら、議会として、議会後の飲み食いの費用の削除や、むだな海外旅行のとりやめ、各議長会でのむだな支出の削減など、議会内のむだな経費の削減を行うことが、この2つの矛盾を解決する方法であります。

ところが、むだな経費の削減のための議会内の意思統一が行われないうまま、この数カ月間にわたり、この問題が議長扱いとなっていたことは残念であります。しかし、12月に行われる町議選との関係では、この6月議会が定数問題について判断する最終議会だと認識するものであります。本議会で住民から提起されたことが、調査も審議も行われなかったという点で、14名という町民の意思に従うべきだと考えるものであります。

問題ある議案だと思いますが、この定数問題の提案に賛成するものであります。

次に、官工事の請負等に係る町議会議員の関与を排除する決議についてであります。

私は、議会開会時に、この議題についての質疑で、「町議の関与を排除するというが、それは議案に規定されている町議の企業が下請に回ることも含まれるのか」と提案者にただしたところ、提案者は「下請も孫請も入る」と答弁されたことは重要であります。よって、この決議の提案に賛成するものであります。

以上。

議長（松田眞計君） ほかに賛成討論はありませんか。

〔「なし」という声あり〕

議長（松田眞計君） なしと認めます。

次に、請願第2号から請願第4号について討論を行います。討論はありませんか。

19番 小島昌治君。

〔19番 小島昌治君 登壇〕

19番（小島昌治君） 核兵器廃絶にかかわる請願2件についてのみ、討論するものであります。

この請願は、旧両町議会が決議を上げていたものであります。それを新町でも決議を上げようというものであります。ただ、非核三原則の法制化の請願は、旧両町が決議を上げた後に出てきた新しい問題であります。日本が国是としていた「核兵器を持たず、持ち込ませず、つくらず」という三原則が、アメリカの情報公開制度での文書開示では、実はそうではなかったということがテレビでも新聞でも大きな問題として取り扱われていました。

実は、宝達志水町内の高校生から、こんな投書がありました。「受験勉強しているが、新聞を見ると、非人道的兵器である核兵器が日本にこっそり持ち込まれているという新聞記事が載っていました。本当に不安で不安で仕方がない」、こんな内容のものでありました。

この投書をくれた若い年代の方々は、まじめに世の中を見て、その動きに大きな注目をする年代であります。同時に、こんな動きなどに対して大きく悩む年ごろであります。そのときに町議会として、多くの青年の不安解消のために、非核三原則の法制化を実現するよう国に働きかけることが、町議会議員として大事な仕事だと思っております。

義務教育費の国庫負担金制度の継続という国の施策の問題を求めてきたこの議会ですから、この平和の問題でも、政府の施策の実現を求めることができると判断するものであります。

ぜひ、この請願を採択していただきたくお願いし、討論を終わるものであります。

議長（松田眞計君） ほかに討論ありませんか。

〔「なし」という声あり〕

議長（松田眞計君） 討論なしと認め、これにて討論を終結いたします。

採 決

議長（松田眞計君） これより採決に入ります。

議案第37号 平成18年度宝達志水町一般会計補正予算（第2号）及び議案第38号 平成18年度宝達志水町老人保健特別会計補正予算（第1号）の議案2件を採決します。

本案に対する委員長の報告はいずれも可決です。議案第37号及び議案第38号は委員長の報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」という声あり〕

議長（松田眞計君） 御異議なしと認めます。よって、議案第37号及び議案第38号は委員長報告のとおり可決されました。

議長（松田眞計君） 次に、議案第39号 宝達志水町職員倫理条例についてから、議案第41号 宝達志水町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例についてまでの議案3件を一括して採決します。

本案に対する委員長の報告はいずれも可決です。議案第39号から議案第41号までの議案3件は委員長の報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」という声あり〕

議長（松田眞計君） 御異議なしと認めます。よって、議案第39号から議案第41号までの議案3件は原案のとおり可決されました。

議長（松田眞計君） 次に、議案第42号 字及び小字の区域の変更について及び議案第43号 字の区域及び小字の名称の変更についての議案2件を一括して採決します。

本案に対する委員長の報告はいずれも可決です。議案第42号及び議案第43号の議案2件は委員長の報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」という声あり〕

議長（松田眞計君） 御異議なしと認めます。よって、議案第42号及び議案第43号の議案2件は原案のとおり可決されました。

議長（松田眞計君） 次に、議案第44号 押水第一小学校屋内運動場耐震補強、大規模改修及び増築工事請負契約の締結についてから議案第46号 相見小学校屋内運動場耐震補強、大規模改修及び増築工事請負契約の締結についてまでの議案3件を一括して採決します。

本案に対する委員長の報告はいずれも可決です。議案第44号から議案第46号までの議案



3件は委員長の報告のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（松田眞計君） 起立多数です。よって、議案第44号から議案第46号までの議案3件は原案のとおり可決されました。

議長（松田眞計君） 次に、議案第47号 宝達志水町国民健康保険税条例の一部を改正する条例についてを採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。議案第47号は委員長の報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」という声あり〕

議長（松田眞計君） 御異議なしと認めます。よって、議案第47号は原案のとおり可決されました。

議長（松田眞計君） 次に、報告第4号 専決処分の報告について、専決第3号 平成17年度宝達志水町一般会計補正予算（第6号）から報告第9号 専決処分の報告について、専決第8号 平成17年度宝達志水町下水道事業特別会計補正予算（第2号）までの報告6件を一括して採決します。

本案に対する委員長の報告はいずれも原案承認です。報告第4号から報告第9号までの報告6件は委員長の報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」という声あり〕

議長（松田眞計君） 御異議なしと認めます。よって、報告第4号から報告第9号までの報告6件は原案のとおり承認されました。

議長（松田眞計君） 次に、報告第10号 平成17年度宝達志水町一般会計予算繰越明許費繰越計算書の報告については、地方自治法施行令第146条第2項の規定による報告でありますので、御賢察の上、御了承願います。

次に、報告第11号 平成17年度宝達志水町一般会計予算事故繰越し繰越計算書の報告については、地方自治法施行令第150条第3項の規定による報告でありますので、御賢察の上、御了承願います。

次に、報告第12号 平成17年度宝達志水町下水道事業特別会計予算繰越明許費繰越計算

書の報告については、地方自治法施行令第146条第2項の規定による報告でありますので、御賢察の上、御了承願います。

次に、報告第13号 宝達志水町土地開発公社の経営状況について及び報告第14号財団法人宝達志水町施設管理公社の経営状況についての報告2件は、地方自治法第243条の3第2項の規定による報告でありますので、御賢察の上、御了承願います。

議長（松田眞計君） 次に、報告第15号 専決処分の報告について、専決第9号 宝達志水町税条例の一部を改正する条例についてを採決します。

本案に対する委員長の報告は原案承認です。報告第15号は委員長の報告のとおり決定することに御異議がありますので、起立により採決いたします。

報告第15号を委員長の報告のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（松田眞計君） 起立多数です。よって、報告第15号は原案のとおり承認されました。

議長（松田眞計君） 次に、発議第1号 宝達志水町議会議員の定数を定める条例についてを採決します。

この採決は起立により行います。

発議第1号に賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（松田眞計君） 起立多数です。したがって、発議第1号は原案のとおり可決されました。

議長（松田眞計君） 次に、発議第2号 官工事の請負等に係る町議会議員の関与を排除する決議についてを採決します。

この採決は起立により行います。

発議第2号に賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（松田眞計君） 起立多数です。したがって、発議第2号は原案のとおり可決されました。

議長（松田眞計君） 次に、請願第2号 「非核・平和宝達志水町宣言」採択の請願を採決します。

本案に対する委員長の報告は採択です。請願第2号は委員長の報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」という声あり〕

議長（松田眞計君） 御異議なしと認めます。よって、請願第2号は原案のとおり採択されました。

議長（松田眞計君） 次に、請願第3号 政府に対する「非核三原則の法制化を求める意見書」採択についての請願を採決します。

本案に対する委員長の報告は不採択です。請願第3号は採択とすることに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（松田眞計君） 起立少数です。よって、請願第3号は不採択と決定しました。

議長（松田眞計君） 次に、請願第4号 内部障害・内臓疾患患者（重複障害者）についての請願を採決します。

本案に対する委員長の報告は採択です。請願第4号は委員長の報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」という声あり〕

議長（松田眞計君） 御異議なしと認めます。よって、請願第4号は採択されました。

#### 日程の追加

議長（松田眞計君） お諮りします。ただいま議案4件、発議2件が提出されました。

この際、これを日程に追加し、直ちに議題にしたいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」という声あり〕

議長（松田眞計君） 御異議ないものと認めます。したがって、この際、これを日程に追加し、議題とすることに決定いたしました。

追加日程を書記に配付させます。

〔追加日程配付〕

時間の延長

議長（松田眞計君） 本日の会議時間は、議事の都合により、あらかじめこれを延長いたします。

町長提出議案の上程・説明

議長（松田眞計君） 提出者の提案理由の説明を求めます。

町長 中野茂一君。

〔町長 中野茂一君 登壇〕

町長（中野茂一君） ただいま執行部提案案件につきまして可決承認賜りましたことに対し、厚くお礼申し上げます。

今定例会に追加にて御提案申し上げます案件は、町道路線の認定に係る議案4件であります。

それでは、議案について御説明申し上げます。

議案第48号 町道東間5号線について、議案第49号 町道堂田3号線について、議案第50号 町道敷浪13号線について、議案第51号 町道散田8号線について、それぞれ町道として認定いたしたく、議会の決議を求めるものであります。

何とぞ慎重なる御審議の上、適切なる御決議を賜りますようお願い申し上げ、簡単ですが提案理由の説明を終わります。

議長（松田眞計君） 13番 北本俊一君。

〔13番 北本俊一君 登壇〕

13番（北本俊一君） 発議第3号 宝達志水町議会の解散決議について、提案理由の説明をいたします。

宝達志水町行財政改革審議会が宝達志水町議会に対して行った議員定数に関する提言は、厳しい財政状況を背景に、在任特例期間の長さや政治不信が議員定数減という提言であられた民意であると考えております。町行財政改革を推進するため、本当に身を切る決意があるのならば、町民の視点に立ち、毅然とした行動をとるべきであります。

よって、地方公共団体の議会の解散に関する特例法第2条の規定により、宝達志水町議

会を自主的に解散すべきである。

以上であります。

議長（松田眞計君） 次に、6番 宮本 満君。

〔6番 宮本 満君 登壇〕

6番（宮本 満君） 本日提出いたしました発議第4号について、御説明申し上げます。

その前に、先ほど、議会発議第1号、第2号が決議されましたことについて、大変評価されるべきものと考えます。新しい町になり、行革を進める上においても、議会みずから身を削り、新しいまちづくりに取り組んでいる姿勢を強く町民にアピールできたのではないのでしょうか。ただ、議会議員が議論を重ねないで強行に採決に入るというやり方については、議員として納得いきません。その点について課題が残りますが、結果は町民への議会の信頼を得ることができるものと信じています。

それでは、説明に入らせていただきます。

私が提案いたしますのは、議会議員の70歳以上の再選を自粛する条例の制定です。理由には2つあります。1つは、我が国は、行政改革のもと、地方に分権をおろし、みずから衆議院で定年制をしきました。そして、日々目まぐるしく変わる社会状況にスピーディーに対応しようとしています。

我が町においても、行政では、既に情報通信や行政処理はデジタル化され、パソコンによる処理が行われています。このことは、多様化する住民の意思にスピーディーに対応し、経済面でも経費の削減につながっています。そして、本年度からは、ケーブルテレビの導入により、町の情報や災害情報なども瞬時にして町民に知らせることができるようになりました。

これらのことを考えたとき、多様化する住民の意思を反映し、よりよいまちづくりにするためには、これからの町議会議員にはより多くの最新の情報や知識と素早い判断力、そして素早い行動力が求められると思います。そして、過去の事例にとらわれず、議論に議論を重ね、新しい町をより活性のある町にすべきだと考えたからです。

2つ目は、周りの多くの企業や団体は60歳から65歳で定年を迎えます。農協の理事に至っても70歳を超えての再選はありません。これらすべてを考慮した上で、痛みを伴いますが、地方議会としては最先端の行政改革を皆様とともに推進していこうというふう考えたからです。

「小さくてもきらりと光るまちづくり」のために御賛同賜りますようお願い申し

し上げ、提案理由の説明を終わります。

議長（松田眞計君） 提出者の提案理由の説明は終わりました。

#### 質 疑

議長（松田眞計君） 次に、追加日程第7 議案に対する質疑を許します。質疑はありませんか。

〔「なし」という声あり〕

議長（松田眞計君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終結いたします。

#### 討 論

議長（松田眞計君） 追加日程第8 討論を行います。まず、反対討論はありませんか。  
19番 小島昌治君。

〔19番 小島昌治君 登壇〕

19番（小島昌治君） 議員の定年制の決議についての討論を簡単に行います。

法的根拠のないというより、法律に抵触するおそれのある議員の定年制についての決議に反対するものであります。

以上です。

議長（松田眞計君） 次に、賛成討論はありませんか。

1番 中田良一君。

〔1番 中田良一君 登壇〕

1番（中田良一君） 発議第3号に対する賛成討論を行います。

私は、発議第3号 宝達志水町議会の解散決議に対して賛成いたします。

私は、私の支持者である住民の皆さんも含めまして、町行財政審議会の議員定数に関する提案は、合併特例法の在任特例期間について住民からの風当たりが強まり、合併の目的である行財政効率化に逆行するとの住民意思であると思っています。合併後行われました町長選挙に対しても、議員定数などの取り扱いが一部で取りざたされ、「在任特例による税金のむだ遣いは許せない」との声がありました。

同じ3月1日合併の中能登町では、今月25日が町議会議員の投票日となっていますし、同じ合併の能登町は10月であります。本町の合併協議においては、議員定数16名、在任特

例 1 年10カ月が決定されていますし、その重みを慎重に判断しなくてはなりません。

合併してから 1 年 3 カ月を経過し、状況は変化しているとの意見は、この議員に関する 2 項目に共通であり、切り離しての検討は適当ではありません。住民こそ主人公の立場で活動することを基本に議員活動をしてきた者として、「議会は解散すべきだ」との市民の多くの声を真摯に受けとめています。

町行革審の定数削減の提案や住民の批判は議会不信の裏返しとも言えるもので、議員の日常活動に対する強い不満が根底にあるものと考えています。町財政にこれ以上の負担をかけることは私の本意ではなく、真の行財政改革を実現するため、議会の自主解散を強く求めて、私の賛成討論といたします。

議長（松田眞計君） ほかに賛成討論ありませんか。

19番 小島昌治君。

〔19番 小島昌治君 登壇〕

19番（小島昌治君） 発議第 3 号についての賛成討論を行います。

この解散決議についてですが、私は、1 年 3 カ月前、合併するとき、在任特例に反対し、町議選を行うよう求めました。他の市町村では住民からの強い要望があり、住民からの発議で議会解散が提案され、議会で決定されているのが通例であります。しかし、今回は議員からの発議ですが、私の合併時の態度との統一を考え、この議案に賛成を表明し、討論を終わるものであります。

以上。

議長（松田眞計君） ほかに討論ありませんか。

〔「なし」という声あり〕

議長（松田眞計君） 討論なしと認め、これにて討論を終結いたします。

## 採 決

議長（松田眞計君） これより採決に入ります。

議案第48号 町道路線の認定についてから、議案第51号 町道路線の認定についての議案 4 件を一括して採決します。

議案第48号から議案第51号までの議案 4 件を原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」という声あり〕

議長（松田眞計君） 御異議なしと認めます。よって、議案第48号から議案第51号までの議案4件は原案のとおり可決されました。

議長（松田眞計君） 次に、発議第3号 宝達志水町議会の解散決議を採決します。  
この採決は起立により行います。

念のため申し上げます。本案の議決については、地方公共団体の議会の解散に関する特例法第2条第3項の規定によって、議員数の4分の3以上の者が出席し、その5分の4以上の者の同意を必要とします。ただいまの出席議員数は28人であり、議員の4分の3以上です。また、出席議員の5分の4は24人です。

発議第3号に賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（松田眞計君） 起立少数です。したがって、宝達志水町議会の解散に関する決議は否決されました。

議長（松田眞計君） 次に、発議第4号 宝達志水町議会議員の定年制に関する決議を採決します。

発議第4号は原案のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（松田眞計君） 起立少数です。よって、発議第4号は否決されました。

議員派遣について

議長（松田眞計君） 次に、議員派遣についてを議題といたします。

お諮りいたします。議員派遣の件については、お手元に配付のとおり実施いたしたいと思っております。これに御異議ありませんか。

〔「異議あり」という声あり〕

議長（松田眞計君） 異議がありますので、起立により採決いたします。

お手元に配付のとおり議員派遣することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（松田眞計君） 議員派遣に賛成の方の起立を求めます。もう一度お願いいたします。



〔賛成者起立〕

議長（松田眞計君） 起立多数です。よって、議員派遣の件については可決されました。

各委員会の閉会中の継続調査申し出について

議長（松田眞計君） 次に、各常任委員会の閉会中の継続調査申し出についてを議題といたします。

各常任委員長及び議会運営委員長から、議会会議規則第75条の規定によって、各委員会の所管事務及び所掌事務調査のため、閉会中の継続調査の申し出があります。

お諮りいたします。各常任委員長及び議会運営委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」という声あり〕

議長（松田眞計君） 御異議なしと認めます。したがって、各常任委員長及び議会運営委員長の申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定いたしました。

閉議・閉会

議長（松田眞計君） 以上をもって本日の日程は全部終了いたしました。

会議を閉じます。

平成18年第2回定例会を閉会いたします。

どうも御苦労さまでした。

午後4時55分閉会

地方自治法第123条第2項の規定により、ここに署名する。

議 長 松 田 眞 計

署名議員 近 岡 義 治

署名議員 中 村 建 治

平成18年第2回宝達志水町議会定例会

議 決 一 覧

議決番号	議案番号	件 名	議決月日	議決結果	提 案 者
第 4 3 号	議案第37号	平成18年度宝達志水町一般会計補正予算（第2号）	6月19日	原案可決	町長
第 4 4 号	議案第38号	平成18年度宝達志水町老人保健特別会計補正予算（第1号）	〃	〃	〃
第 4 5 号	議案第39号	宝達志水町職員倫理条例について	〃	〃	〃
第 4 6 号	議案第40号	宝達志水町教育委員会教育長の給与及び勤務時間等に関する条例の一部を改正する条例について	〃	〃	〃
第 4 7 号	議案第41号	宝達志水町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例について	〃	〃	〃
第 4 8 号	議案第42号	字及び小字の区域の変更について	〃	〃	〃
第 4 9 号	議案第43号	字の区域及び小字の名称の変更について	〃	〃	〃
第 5 0 号	議案第44号	押水第一小学校屋内運動場耐震補強、大規模改修及び増築工事請負契約の締結について	〃	〃	〃
第 5 1 号	議案第45号	宝達小学校屋内運動場耐震補強、大規模改修及び増築工事請負契約の締結について	〃	〃	〃
第 5 2 号	議案第46号	相見小学校屋内運動場耐震補強、大規模改修及び増築工事請負契約の締結について	〃	〃	〃
第 5 3 号	議案第47号	宝達志水町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について	〃	〃	〃
第 5 4 号	報告第4号	専決処分の報告について 専決第3号 平成17年度宝達志水町一般会計補正予算（第6号）	〃	原案承認	〃
第 5 5 号	報告第5号	専決処分の報告について 専決第4号 平成17年度宝達志水町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）	〃	〃	〃
第 5 6 号	報告第6号	専決処分の報告について 専決第5号 平成17年度宝達志水町老人保健特別会計補正予算（第2号）	〃	〃	〃

第 57号	報告第7号	専決処分の報告について 専決第6号 平成17年度宝達志水町介護保険特別会計補正予算(第4号)	6月19日	原案承認	町長
第 58号	報告第8号	専決処分の報告について 専決第7号 平成17年度宝達志水町国民健康保険直営診療所特別会計補正予算(第4号)	"	"	"
第 59号	報告第9号	専決処分の報告について 専決第8号 平成17年度宝達志水町下水道事業特別会計補正予算(第2号)	"	"	"
	報告第10号	平成17年度宝達志水町一般会計予算繰越明許費繰越計算書の報告について	"	報告のみ	"
	報告第11号	平成17年度宝達志水町一般会計予算事故繰越し繰越計算書の報告について	"	"	"
	報告第12号	平成17年度宝達志水町下水道事業特別会計予算繰越明許費繰越計算書の報告について	"	"	"
	報告第13号	宝達志水町土地開発公社の経営状況について	"	"	"
	報告第14号	財団法人宝達志水町施設管理公社の経営状況について	"	"	"
第 60号	報告第15号	専決処分の報告について 専決第9号 宝達志水町税条例の一部を改正する条例について	"	原案承認	"
第 61号	発議第1号	宝達志水町議会議員の定数を定める条例	"	原案可決	議員
第 62号	発議第2号	官工事の請負等に係る町議会議員の関与を排除する決議	"	"	"
第 63号	請願第2号	「非核・平和宝達志水町宣言」採択の請願	"	採 択	"
第 64号	請願第3号	政府に対する「非核三原則の法制化を求める意見書」採択についての請願	"	不採択	"
第 65号	請願第4号	内部障害・内臓疾患患者(重複障害者)についての請願書	"	採 択	"
第 66号	議案第48号	町道路線の認定について	"	原案可決	町長
第 67号	議案第49号	町道路線の認定について	"	"	"
第 68号	議案第50号	町道路線の認定について	"	"	"

第 6 9 号	議案第51号	町道路線の認定について	6月19日	原案可決	町長
第 7 0 号	発議第 3 号	宝達志水町議会の解散決議	〃	原案否決	議員
第 7 1 号	発議第 4 号	宝達志水町議会議員の定年制に関する 決議	〃	〃	〃
		議員派遣の件について	〃	原案可決	議会